特定有害廃棄物等の輸出 |入等の 規制に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 「特定有害廃棄物等」の範囲の見直しに係る措置

バ ゼ ル 条 約 (以 下 「条約」 という。 第十一 条に規定する協定等に基づきその輸 出 輸 運搬 及

び 処分につい て規制を行う必要がない物であって政令で定めるものを 「特定有害廃棄物等」 0 範 囲 か 5

除くこと。

(第二条第一項第一号柱書関係)

条約附 属書 Iに掲げる物 のうち条約附属書Ⅲに掲げる有害特性を有するものであって、 処分の 目 的及

び 輸出 輸 入の 別に応じて環境省令で定めるもの を 「特 定有害廃棄物等」 に含めるものとし、 当 「該省令

 \mathcal{O} 制 定 時 に は 経済産業大臣 に協 議するものとすること。 (第二条第 項 第 号イ及び同 条第三項 関 係

三 条約締約 国に おいて条約 に規定する有害廃棄物とされてい る物であって、 当該条約締 約 国に輸 出され

るものとして環境省令で定めるものを「特定有害廃棄物等」 の範囲に加えるものとし、 当該省令 0 制定

時には経済産業大臣に協議するものとすること。

(第二条第一項第一号ホ及び同条第三項関係)

第二 特定有害廃棄物等の輸出に係る規制の適正化に係る措置

第四条第三項に規定する、 輸出承認 の際に行う環境大臣による環境汚染防 · 上措置 の確認につい その

(第四条第三項関係)

第三 特定有害廃棄物等の輸入の際の輸入承認の免除に係る措置

一 輸入の承認免除

再生利用等目的輸入事業者の認定を受けた者が、 再生利用等事業者の認定を受けた者が再生利用等を

行うために使用する目的で、 特定有害廃棄物等を輸入しようとする場合は、輸入の承認を受ける義務を

課せられないものとすること。

(第八条第一項ただし書関係)

二 事業者の認定等

1 特定有 害廃棄物等を輸入しようとする者は、 当該輸入の目的が再生利用等事業者 の認定を受けた者

が !行う当該認定に係る再生利用等であること等の要件に適合していることについて、 経済産業大臣及

び環境大臣の認定を受けることができるものとすること。

(第十四条第一項関係)

2 特定有害廃棄物等の再生利用等を行おうとする者は、 当該再生利用等を的確に行うことができる者

であること等の要件に適合していることについて、 経済産業大臣及び環境大臣の認定を受けることが

できるものとすること。

(第十五条第一項関係)

3 再生利用等目的輸入事業者の認定を受けた者により輸入された特定有害廃棄物等の運搬又は処分を

行う場合は、 移動書類を携帯してしなければならないことその他 の所要の規定を整備すること。

(第十六条関係)

第四 その他

再生利用等目的輸入事業者及び再生利用等事業者に係る報告徴収、 立入検査、 手数料その他の所要の規

定の整備を行うこと。

(第十八条第二項、第十九条第二項及び第二十条関係)

第五 附則

一 この法律の施行期日について定めること。

(附則第一条関係)

特定有害廃棄物等の輸出 承認の申請に関する経過措置その他の所要の経過措置について定めること。

(附則第二条から第六条まで関係)

三 この法律の検討について必要な規定を設けること。

(附則第七条関係)

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の一部を改正する法律

特定有害廃 棄物等の 輸 出 入等 \dot{O} 規制 に関する法律 平 · 成 四 年 法律第百八号) の 一 部を次のように改正する。

第二条第 項 第 号中 「該当するも *(*) 0) 下に (条約第十 条に規定する二国 間 $\mathcal{O}_{\mathbf{k}}$ 多数 玉 間 \mathcal{O} 又 は 地

域的 な協定又は取決め (以下「条約以外の協定等」という。)に基づきその輸出、 輸入、 運搬 (これに伴う

保管を含む。 以下同じ。)及び処分について規制を行う必要がない物であって政令で定めるものを除く。)

を加え、 同号イ中 「であって」を「のうち」に改め、 「もの」の下に 「であって、 その処分の目的ごとに

か つ、 輸 出 及 び 輸入の別に応じて環境省令で定めるも <u>の</u> を加 え、 同号に次のように 加える。

ホ 条約 \mathcal{O} 締 約国 で ある外国 (以下この ホ に お į, て 「条約締約 国 という。 に お 1 て条約 第 条 1 に

規定する有害廃棄物とされている物であって、 当該条約締約国を仕向地 又は経由地とする輸出に係る

ものとして環境省令で定めるもの

第二条第一項第二号中 「条約第十一条に規定する二国間の、 多数国間の又は地域的な協定又は取決め 以

じ。 下 「条約以外 を削 り、 の協 同条第三項中 定等」という。 第一 を 項第一号ニ」 「 条 約 以外 を \mathcal{O} 協 「第一項第一号イ、 定等」 に改め、 ニ及びホ」 (これに伴う保管を含む。 に改める。 以下同

第四 [条第三項中「について」の下に「環境省令で定める」を加える。

第六条第三項ただし書中 「第十四条第一項」 を 「第十七条第一 項」 に改める。

第八条第一項に次のただし書を加える。

ただし、 第十四条第一項の認定を受けた者が、 第十五条第一項の認定を受けた者が同項の認定に係る条

約附属書ⅣBに掲げる処分作業 (以 下 「再生利用等」という。)を行うために使用する目的で、 特定有害

廃棄物等を輸入しようとする場合は、この限りでない。

第十条第三項第二号及び第十二条第二項中 「第十四条第二項」を 「第十七条第二項」

第二十四条を第二十七条とし、 第二十三条を第二十六条とする。

第二十二条第四号中 「第十五条」を「第十八条」に改め、 同条第五号中 「第十六条第一項」を「第十九条

第一項」に改め、同条を第二十五条とする。

第二十一条の前 の見出しを削 り、 同条中 「第十四条」 を「第十七条」 に改め、 同条を第二十四条とし、 同

条の前に見出しとして「(罰則)」を付する。

第二十条を第二十三条とし、第十九条を第二十二条とする。

に改める。

第十八条第一項中「第十四条」を「第十七条」に改め、 同条を第二十一条とする。

第十七条に次の五号を加える。

六 第十四条第一項の認定又はその更新を受けようとする者

七 第十四条第五項の認定を受けようとする者

八 第十五条第一項の認定又はその更新を受けようとする者

九 第十五条第五項において準用する第十四条第五項の認定を受けようとする者

第十六条において準用する第十条第四項の規定により移動書類の書換えを受けようとする者

第十七条を第二十条とする。

+

第十六条第二項中「又は輸入された」を「、 輸入された」に改め、 「行う者」の下に「又は第十四条第一

項若しくは第十五条第一項の認定を受けた者」 を加え、同条を第十九条とする。

第十五条第二項中「又は輸入された」を「、 輸入された」に改め、 「行う者」の下に「又は第十四条第一

項若しくは第十五 条第一 項の認定を受けた者」を加え、 同条を第十八条とする。

第十四条第二項中「第十六条第二項」を「第十九条第二項」 に改め、 同条を第十七条とする。

第十三条の次に次の三条を加える。

(再生利用等目的輸入事業者の認定)

第十四 _ 条 特定有 害廃棄物等を輸入しようとする者は、 経済産業省令、 環境省令で定めるところにより、 次

0) 各号のいずれにも適合していることについて、 経済産業大臣及び環境大臣の認定を受けることができる。

当該輸入の目的が、 次条第一項の認定を受けた者が行う当該認定に係る再生利用等であること。

当該輸入を行おうとする者が、 当該輸入を的確に行うことができる者として経済産業省令、 環境省令

で定める基準に適合する者であること。

三 当該 輸入及び次条第一項の 認定に係る施設 への運搬が、 人の健康の保護及び生活環境の保全上支障 () ()

ないものとして経済産業省令、 環境省令で定める基準に適合すること。

2 前項 の認定を受けようとする者は、 経済産業省令、 環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を

記 載した申請 書その他経済産業省令、 環境省令で定める書類を経済産業大臣及び環境大臣に提出しなけれ

ばならない。

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、 その法人番号及び代表者の氏名

- 前項第三号に係る次条第一項の認定を受けた者に関する事項
- 三 輸入しようとする特定有害廃棄物等の種類及び輸入の方法
- 3 経済産業 業大臣及び環境大臣 ュは、 第 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 認定を受けようとする者が同項各号の いずれにも適合して 、る

と認めるときは、同項の認定をするものとする。

4 第一 項 の認定は、 五年を超えない範囲内で政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、 その期間

の経過によって、その効力を失う。

5 第 項の認定を受けた者は、 第二項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、 経済産業省令、 環境

省令で定めるところにより、 経済産業大臣及び環境大臣 の認定を受けなけ ればならない。 ただし、 その変

- 更が 経済産業省令、 環境省令で定める軽微な変更であるときは、この 限りで ない。
- 6 同 第三項の規定は、 項各号」とあるのは、 第四項 の認定の更新及び前項の認定について準用する。 「第一項各号」と読み替えるものとする。 この場合において、 第三項中
- 7 は、 第一 経済産業省令、 項の認定を受けた者 環境省令で定めるところにより、 は、 第五項ただし書の経済産業省令、 遅滞なく、 その旨を経済産業大臣及び環境大臣 環境省令で定め る軽微な変更をしたとき · に 届

け出なければならない。

8 経済産業大臣及び環境大臣は、 第一 項の認定を受けた者が同項各号のいずれかに適合しなくなったと認

 \Diamond るとき、又は第五 項若 しくは前項 の規定に違反したときは、 当該認定を取 り消すことができる。

9 前各項に規定するもののほ か、 第一項及び第五項の認定並びに第四項の認定の更新に関し必要な事項は

、政令で定める。

(再生利用等事業者の認定)

第十五条 特定有害廃棄物等の 再生利用等を行おうとする者は、 経済産業省令、 環境省令で定めるところに

ょ か、 次の各号のいずれにも適合していることについて、 経済産業大臣及び環境大臣の認定を受けること

ができる。

当該再生利用等を行おうとする者が、当該再生利用等を的確に行うことができる者として経済産業省

令、環境省令で定める基準に適合する者であること。

当該再生利用等を行おうとする者が設置し、 又は設置しようとする当該再生利用等を行おうとする施

設及び当該施設における当該再生利用等が、 人の健康の保護及び生活環境の保全上支障のないものとし

て経済産業省令、環境省令で定める基準に適合すること。

2 前項 の認定を受けようとする者は 経済産業省令、 環境省令で定めるところにより、 次に掲げる事項を

記 載 た申 · 請 書その 他経済産業省令、 環境省令で定め る書類を経済産業大臣及び環境大臣 に 提出 L なけれ

ばならない。

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その法人番号及び代表者の氏名

二 再生利用等を行おうとする施設

三 再生利用 用等を行おうとする特定有害廃 定棄物等 の種 類及び処理

3 経済産 業大臣 一 及 び 環境大臣は、 第 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 認定を受けようとする者が同項各号の いずれにも適合して る

の方法

と認めるときは、同項の認定をするものとする。

4 第一 項の認定は、 五年を超えない範囲内で政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、 その期間

の経過によって、その効力を失う。

5 前条第 五. 項か ら第八項までの規定 は、 第 項 の認定について準用する。 この場合にお *(*) て、 同 条第 五. 項

中 「第二項各号」とあるのは 「次条第二項各号」と、 同条第六項中 「第三項の」 とあるのは 「次条第三項

の」と、 「第四項」とあるのは 「同条第四項」と、 「第三項中」とあるのは 「同条第三項中」 と読み替え

るものとする。

6 前各項に規定するも O0) ほ か、 第 項及び前項 の規定により準 用する前条第五項の 認定並 びに第四 項 0

認定の 更新に関 L 必要な事 項は、 政令で定める。

輸輸 入移動書類に関する規定の準用

第十六条 前条第 項の認定を受けた者による同項の認定に係る再生利用等に使用する目的で、 第十四条第

項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 認定を受けた者 が 特定有害廃棄物等を輸入する場合については、 第九条第二項前段及び第三項 並

に第十 条から第十三条までの 規定 これ 5 \bar{O} 規定に係る罰則を含む。 を準 用する。 この 場 %合にお 1 て、

次の 表 の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、 それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替える

Ł のとする。

当該特定有害廃棄物等に係る移動書類	輸入移動書類とともに	
第一項の認定を受けた者	を受けた者	
特定有害廃棄物等を輸入した第十四	前項の規定により輸入移動書類の交付	第九条第二項前段

		第十条第一項						第九条第三項			
当該輸入移動書類	が交付された	前条第一項の規定により輸入移動書類	当該輸入移動書類を添付して、遅滞な			再交付を受けた場合において、	前項後段の規定により輸入移動書類の	輸入移動書類の交付を受けた者等		当該輸入移動書類	
当該輸入特定有害廃棄物等に係る移動	り輸入された	第十四条第一項の認定を受けた者によ	遅滞なく	失った移動書類	動書類を入手したとき、又は	くは失った移動書類と同一の内容の移	前項前段の場合において汚損し、若し	再生利用等目的輸入事業者等	再生利用等目的輸入事業者等	当該移動書類	とともに

		書類
第十条第二項及び第	輸入移動書類	移動書類
三項		
第十条第四項	輸入移動書類の交付を受けた者等	再生利用等目的輸入事業者等
	当該輸入移動書類	当該再生利用等目的輸入事業者等が携
		帯する移動書類
第十条第五項、第十	輸入移動書類	移動書類
一条及び第十二条の		
見出し		
第十二条第一項	輸入移動書類の交付を受けた者等	再生利用等目的輸入事業者等
	当該輸入移動書類	当該再生利用等目的輸入事業者等が携
		帯する移動書類
	輸入移動書類に係る	一移動書類に係る

第十二条第二項、第一輸入移動書類	移動書類
十三条、第二十五条	
第三号及び第二十六	
条第一号	

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行す

る。ただし、附則第六条の規定は、公布の日から施行する。

(特定有害廃棄物等の輸出の承認の申請に関する経過措置)

第二条 この 法律 \mathcal{O} 施 行 の際現にされているこの法律による改 正 前の特定有害廃棄物等の輸出 入等 \mathcal{O} 規制に

関する法律 (次条に お 7) 7 「旧法」という。) 第四条第一 項の規定による承認の 申 -請 は、 この 法律 に よる

改正 一後の特力 定有害廃 棄 物等 \mathcal{O} 輸 出入等の 規制に関する法律 。 以 下 「新法」という。) 第四条第 項の 規定

による承認の申請とみなす。

(特定有害廃棄物等の輸入に関する経過措置)

第三条 この 法 律 \mathcal{O} 施 行 前 に輸入され た 旧 法第二条第 項各号に掲げる特定有害廃棄物等 (以下この条及び

次条 に お 1 て 旧 特 定 有 害 廃棄物等」 という。)又はこの 法 律 \mathcal{O} 施 行 前 に 旧 法 第 八条 第 項 \mathcal{O} 承 認 を受け

た者が輸入しようとする当該承認に係 る旧 特定有害廃棄物等のうち、 新法第二条第一項各号に掲げ る特定

有害廃棄物等 (以下この条及び次条におい 7 「新特定有害廃棄物等」 という。 に該当しないものについ

ては、新特定有害廃棄物等とみなす。

(特定有害廃棄物等の輸出に関する経過措置)

第四 条 新 法第十 七 条第 項、 第十八 条第 項及 び 第十 九 条第 項 \mathcal{O} 規定 は、 新 特 定有害 廃 棄 物等 のうち、

特 定 有 害 廃 棄物等に該当し ないも のであって、 この 法律 の施 行 前に輸出されたものについ ては、 適用し

ない。

旧

(罰則に関する経過措置)

第五 条 この 法 律 \mathcal{O} 施 行 前に L た行為に対する罰 則の適用については、 なお従前 \mathcal{O} 例による。

(その他の経過措置の政令への委任

第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置 (罰則に関する経過措置を

含む。)は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、 この法律の施行後五年を経過した場合において、 新法の施行の状況を勘案し、 必要がある

と認めるときは、 新法の規定について検討を加え、 その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

特定有害廃棄物等の 国際的な取引等を巡る状況及び我が国の再生利用等に関する技術の向上等を踏まえ、

直し、 特定有害廃棄物等 再生利用等目的輸 での輸出する 入事業者等の認定制度の創設による特定有害廃棄物等 入等に係る規制をその実態に即したものとするため、 の輸入に係る手 特定有害廃棄物等の 続の簡素化 範 囲 一 の 見

の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(平成四年法律第百八号)(新旧対照条文一覧)

(傍線部分は改正部分)

有害な特性のいずれかを有するもの イ 条約附属書Ⅱに掲げる物であって、条約附属書Ⅲに掲げる	もの ごとに、かつ、輸出及び輸入の別に応じて環境省令で定める 害な特性のいずれかを有するものであって、その処分の目的 イ 条約附属書Ⅰに掲げる物のうち、条約附属書Ⅲに掲げる有
かに該当するもの	であって政令で定めるものを除く。) であって政令で定めるものを除く。) を別所属書Wに掲げる処分作業(以下「処分」という。) に基づきその輸出、輸入、運搬(これに伴う保管をという。) に基づきその輸出、輸入、運搬(これに伴う保管をという。) に基づきその輸出、輸入、運搬(これに伴う保管をという。) に基づきその輸出、輸入される物であって、次のいずれであって政令で定めるものを除く。) であって政令で定めるものを除く。)
。 がに放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。)をいう物(船舶の航行に伴い生ずる廃棄物であって政令で定めるもの並第二条 この法律において「特定有害廃棄物等」とは、次に掲げる(定義等)	。 びに放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。)をいう物(船舶の航行に伴い生ずる廃棄物であって政令で定めるもの並第二条 この法律において「特定有害廃棄物等」とは、次に掲げる(定義等)
護及び生活環境の保全に資することを目的とする。、運搬及び処分の規制に関する措置を講じ、もって人の健康の保かつ円滑な実施を確保するため、特定有害廃棄物等の輸出、輸入の規制に関するバーゼル条約(以下「条約」という。)等の的確第一条 この法律は、有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分(目的)	護及び生活環境の保全に資することを目的とする。、運搬及び処分の規制に関する措置を講じ、もって人の健康の保かつ円滑な実施を確保するため、特定有害廃棄物等の輸出、輸入の規制に関するバーゼル条約(以下「条約」という。)等の的確第一条 この法律は、有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分(目的)
特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律	特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律
現	改正案
· 百八号) (傍線部分は改正部分)	○特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(平成四年法律第百八号)

笙	3	2					
第三位	と	で 事	$\stackrel{-}{=}$. 1			
条基本	す環る境	あること	つ い 条		ニ るるで	ハ ロ	
経済事	と大	て 記 法	て約	地 と 国 と さ ⁻ 条	輸輸あ条	り政 条	
済 事 産 項	き 臣 は は	条 載 律約 しに	規 以 制 外	すれと約るていの	入 出 っ 約 に 又 て 第	我 令 が で 附	
業の	` `	以たお	をの	輸いう締	係は、三	国定 属	
産業大臣なの公表)	経第 済一	外条いの約て	行協っ っ定	出る。約に物し国	る 当 当 条 も 該 該 3	がめ 書 条る Ⅱ	
及		以外の協定において「発	2 等	係でにで	の地通の	約とに	
び 環	産業大臣	止 四 移	と に が 基	あるるかので、	と域 規 し を に	約 の 事 が に 掲 げ	
境	臣号	に 7 書	必ず	のてて外	て 原 係 に	務にる	
大臣及び環境大臣公表)	に イ 協 、	規 (c) 類 定 の [」]	を行うことが必要なの協定等に基づきそ	と、条国し当約(環産るよ 境地地 省、域条	局よ 物 へり	
は、	議二	す 移 も 書 、	物の	として環境省令条約第一条1に国(以下このホ	環境で、船のでは、場合のでは、場合のでは、船のでは、船のでは、船のでは、地のでは、地のでは、地のでは、地のでは、地のでは、地のでは、地のでは、地	へり 通 報 条	
	なび	る 動 は も 書	で 輸 あ 出	環条一下境約条こ	で 積 仕 の	和未し約	
条約及び条約	け ホ れ の	の 類 条 を 及 約	ついて輪	省 締 1 の 令 約 に ホ	定地向事 め域地務	し 約 第 三 条	
び	ば環	いび附	て 輸 政 入 令 、	で国規に	る若若局	条条	
条 約	ればならなの環境省令	がこれ書	令 で 運	定を定おめ仕すい	もしている	$\frac{1}{\triangledown}$	
以	な令	$V \subseteq V$	定 搬	る向るて	はは通	又 は	
外 の	い。定	類 B すに	め 及 る び	も地有「の又害条	経 経 報 由 由 さ	$\frac{2}{\mathcal{O}}$	
協	80	る 掲	も処	は 廃 約	地地れ	規	
外の協定等	よう	書げ類る	の 分 に	経棄締由物約	ととた すす物	規 定 に	
第	3	2					
第三条基	は 、環	で 事 あ 項 こ	ニニニニ (アンロン) ニュニ (アンロン) まんしょ (アンロン) こっぱん (=	ハロ	
本的事 経済	経 境	っをの	め及そ定条	新設)	るるで	L 10 Th	
経 的 済 事	済大産臣	て 記 法 条 載 律	る び の 又 約 も 処 輸 は 第	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	輸輸あ条 入出つ約	り 政 条 我 令 約	
産項業の	業 は 大 、	約しに以たお	の分出取十		に 又 て 第 係 は 、三	が で 附 国 定 属	
大 公	臣第	外多い	つ輸め条		おおき条	がめ 書	
大	にー	の外の協定等に担 条約第四条70 ので「移動書類	つ 輸 め に て 、 い は 相		も 該 該 3	※条約の事務日間に掲げるは	
び	議第	^姗	て (以 規 運下 定		と域報規	かこ 掲	
環	レー	等条動	制搬「する」を		し を に 定 て 原 係 に	事 ろ げ 務 に る	
臣及び環境大臣は、表)	な号に	規(C)類	制 搬 「 条		5のとして環境 10のとして環境 10の規定による	局よ物	
臣 は	れの ば環	正の	うれ以国こに外間		境地地り 省、域条	局 より、 通	
	な境	る動は	と伴のの		令船をかる	報条	
条 約	ら省な令	も書、の類条	がう協い		で 積 仕 の 定 地 向 事	し 約 第 <u>物</u> 三	
及	ればならない。の環境省令を定	するものをいう。移動書類及びこれとは、条約附属書	規制を行うことが必要な物で運搬(これに伴う保管を含む下「条約以外の協定等」とい定する二国間の、多数国間の		め域地務	物三	
び 条	[°] 定 め	いび附	なを 国 物 含 と 間		る 若 若 局 も し し か	条 1	
約	ŗ	。れ書	でむいの		のくくら	文	
以 外	フ と	に V 類 B	あ。う又っぱ		は は 通 経 経 報	に 2	
Ø 1-#1	すっ	する掲	て下一地		由由さ	Ø)	
条約及び条約以外の協定等	ようとするとき	書げ	いて規制を行うことが必要な物であって政令で入、運搬(これに伴う保管を含む。以下同じ。(以下「条約以外の協定等」という。)に基づに規定する二国間の、多数国間の又は地域的な		ととた	報した物条約第三条1又は2の規定に	
等	き	類る	で。づな		すす物	に	

次に掲げる事項を定めて公表するも (以下「条約等」という。) の 同様とする。 的 確 せのとする。 これ作かつ円滑な実体 これを変更したと 施を図るため、

 \otimes る の施策の実施に関する基本的な事項おそれのある人の健康又は生活環境に係る被害を防止するな特定有害廃棄物等の輸出、輸入、運搬及び処分に伴って生活 止するた ず

がその な事 定 項 有 の事業を適正に気有害廃棄物等の験 に行うためにの輸出、輸す 入、 に 配 慮 運 心しなけれる。 ればならない基処分の事業を行 本

を確 特定 保するため 有害廃棄物 等の É 玉 国民が配慮しなの発生の抑制を なびび 適正 れ ば ならない基本的な事な処分が行われるこ

事項運搬及び処分が適正に行わ前三号に掲げるもののほか :適正に行われることを)もののほか、特定有害 定有害廃 確 棄物 保 するため 等の 輸 0 出 重要な 輸 入

出 0 承

る。 頭の規 外国貿易法 兀 条 《定により、輸出の承認を受ける義務を課せられるものとす(易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第四十八条第三特定有害廃棄物等を輸出しようとする者は、外国為替及び

2 が染い とずるおそれのある経済産業大臣は、こ する経 あるものとして経済産業省令、 以 下単 済 産 と介含、最高介でではついまでで、community でして経済産業省令、環境省令で定める地域を仕向地「環境の汚染」という。)を防止するため特に必要されのある大気の汚染、水質の汚濁その他の環境の汚色は、その輸出に係る特定有害廃棄物等の処分に伴 業省令、 環境省令で定める特 定有 害廃棄物 等 \mathcal{O} 輸 出

きも、 次に掲げる事項を定めて公表するものとする。 (以下「条約等」という。) の 同様とする。 的 確 か つ円滑 な実 れ施 を変更したと を図るた

めの施策の実施に関するおそれのある人の健康一一特定有害廃棄物等の験 に関する基本的 ·る基本的な事項 (康又は生活環境に係る被害を防止す)輸出、輸入、運搬及び処分に伴って 立するた 生

的な事項 者がその事業を適立 中に有害廃棄物質 正等にの に行うために 輸 に配慮 入、 運 L 搬 なけは れ処 ながなられています。 かない基-本う

とを確保するために 項 特定有害廃 棄物等の 玉 ジが配慮しな 配慮しなけるの抑制及び済 適正 れば なら な処分が な 11 基本的な事が行われるこ

運搬及び処分が適正前三号に掲げるもの に行われることを:のほか、特定有害 特定有害廃 確 棄物 保 する 等 ため 0 輸 の出 重 要な 輸

事 項

第四条 項の規 項の規定により、輸出の承認を受ける義務を課せられるものとす外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第四十八条第三、四条 特定有害廃棄物等を輸出しようとする者は、外国為替及び(輸出の承認)

- があるもう ※(以下単に「環境の汚染、水質)、 が生ずるおそれのある大気の汚染、水質)、 経済産業大臣は、その輸出に係る特定有害廃棄 とする経 済 産業省令、 して経済産業省令、環境省令で定める地「環境の汚染」という。)を防止するた 環境 省令で定める特定 止するため 濁 有 廃 その 棄物 害 廃 棄 他 地域を仕ため特に 物 0 0 等 環 処 境 分 向地要汚伴

大臣に送付 *(*) て 前 項 0 するもの 承 認 0) 申 とする。 請 があ つ た لح き は、 そ 0 申 請 書 0 写 L を に 環 ついて 境大臣に送付 前 項 0 するもの 承 認 0 申 とする。 請があっ たとき は、 そ \mathcal{O} 申 請 書

 \mathcal{O}

写

L

を

3 令 き で定 は、 す るかどうか る。 境 める環境 その 大臣 申は 請 を確認 書に 0 前 汚染を防止するために必要な措置が 項 に係る特定有宝児の規定により その結果を経済 有害廃 り申 棄物等 産 業大臣 の写 処分について環境省しの送付があったと 日に通知するもの措置が講じられて

3 きは、 認 汚染を防止するために必要な措置が講じられているかどう 環境大 その申請な その結 果を経 書前に項 済 係る特定 \mathcal{O} 産 規 業大臣 定により申 有害廃 に 通 棄物等 知するも 請 書 \mathcal{O} の写)処分に のとする。 L \mathcal{O} 送 0 付 V が て あ か 環 0 ?を確 境 た \mathcal{O}

4 な に け 必 要な措置 済 れ ば、 産 業 大臣 置が講じられている旨の八臣は、前項の規定に、 第 してはならて一日の環境大臣の通知 通知 を防止するため を受け た後で

> 4 なければ、第一項の輸出の承認をしては、に必要な措置が講じられている旨の環境 経済産業大臣 は、 前 項 0) 規 定により環 大境の なら . の 通 な 汚 染 知 を 防 を受け 止 する た 後 で

出 移 動 書類 0 交 付

第 係る移動書類速やかに、その 五. ならない。 加 配 で で の 承認を 受けた者に対 の 発達業大臣は、前条第一項 (以 下 「輸出移動書 類」という。 Ļ \mathcal{O} 輸 当 出 該 \mathcal{O} 特定有害廃棄物等 承 認 を交付しなけ をしたときは、 に れ

> 輸 出 移動 書類 0 交付

第 ば: 係る移動書類(以下「輸出多力**!!! 速やかに、その承認を受けた者に対し、 速やかに、その承認を受けた者に対し、 ば ならない。 という。 輸 当該 出 \mathcal{O} 特定有害廃棄 承 認 を交付し をし たとき なけ 物等 は れ

2 き は、 済 産業大臣 該 輸出 は、 移 動 書 前 類項のの 写し 規 定 を環境・ に より 大輸田出 に送付するもの移動書類を交付 とする したと

2 きは、 経済産業大臣は 移動しない 動 書 前 類 項 0 0 写し 規 しを環境大臣に定定により輸出移 に移送動 付 書 するもの 類 ※を交付 いとする

3 ければならなめるところに に 受 申 け 出 た者は、 動 請 書項の ~が汚 ない。この場合におい により、 規 定に 経済産業省令で定めるところに 再交付を受けることが 損され、 ょ 遅滞なく、 ŋ 輸 又は失われ 出 移動 その旨を経済産 書 て、 類 たときは、 \mathcal{O} 交付 当 できる。 該輸 を受けた者 よ出 より、経済産業大臣田移動書類の交付を産業大臣に届け出な 経済産業省令で定 は、 当該 臣 をな 輸 3

4

第

項

0

規

党定に

により

輸

出

移動

書

類

0)

交付を受けた者は、

前 項

後

受けた者は、

に

請

その再交付を受けることが

できる。

経済産業省令で定めるところに

合におい

て、

当該輸品

移

動

書

類の に属

業大臣と

ょ 出

り、

経

済

産

ければならない。この場

めるところにより、出移動書類が汚損さ

が汚

損され、

又は失われたときは、

済 た

産

業省令で定

遅

滞なく、

その旨を経

済

産

業 経

大臣

項 の規

定

に

ょ

いり輸

出移

動書類

0)

交付

ごを受け

は、

当

該

4 第 項 0 規 定 に ょ ŋ 輸 出移 動 書類 の交付を受け た者 は 前 項 後

の段 失わ で定めるところにより、 \mathcal{O} その 規 れ定 旨を経 た輸 に ょ 出 ŋ 「済産業大臣に届け出なければならない。」ろにより、当該輸出移動書類を添付して 移 輸 動 出 書類を回 移 動 書 類 復 \mathcal{O} はするに一 再 交付 動書類を添付して、至ったときは、経済 を 受 け た 場 一合に して、遅滞な 経済産業省 お て、

5 出 移 動 書 類 \mathcal{O} 様 式 は、 経 済 産 業省 令 で 定 め る。

出

有

害

廃

棄

等

0

第 \mathcal{O} 害 六 規 廃 棄物等」という。 定による輸 棄 物 前 L てし 等 条第一項 定 (関 なけ 殺法 出 \mathcal{O} \hat{O} れ ればなら)許可を受けたものに限る。以下「公(昭和二十九年法律第六十一号)規定により輸出移動書類が交付さ 物)の運搬を行 な 運 う場 合 は、 交付され 当 該 いいます (動出移動書類の) 第六十七条の) 第六十七条の

2 `付 該 その 輸 前 名し 出 項 他 移 \mathcal{O} なけ 0 動 規 書類 経済産業省令、 定 12 れ 気にその ば ょ なら ŋ 輸 ない。 輸出 出 移 環境省令で定場が動書類を携帯し 定める事項を記載し、か乗物等の引渡しを受けた帯して運搬を行う者は、 は、 かたつ日 当 2

3 ば廃 なら 十七 定 物 出 等に め な 特 る規 定 一項の規定又は同項ただし書の政
。ただし、当該輸出特定有害廃棄 係 有 ふる輸 害廃 出移動書類に記載され 棄物等の 運 搬 を 行う場 た内は 政令で定席報等の一 ے 令で定める法律 0) 当 に従ってしたヨ該輸出特力 限 運搬に ŋ で な はついていなけれ

出 移 動 書 類 に 係 る届 出

第 には、 産 七 より、 条 大臣 次に 第 当該 . 及び 掲げる場 五 条第 輸出 環 境 境大臣に届け出た出移動書類を添け場合は、経済産業 合項 0 は、経済産業の規定により が付して、 産業省令、 なけ り 輸 ればなら 出 移 、遅滞なく、その旨を経済、環境省令で定めるところを動書類の交付を受けた者に な

令で定めるところによの失われた輸出移動書段の規定により輸出移 その旨を経済 産 屋業大臣 により、 書類 移 動 、当該輸出移動書類を添を回復するに至ったとき 書類 .に届け出なければならない。 \mathcal{O} 再 交付 を 受 け た 場 付し は、 に て、 経済 お 産 遅 て、 業省 滞 な

輸 出 移 動 書 類 0) 様 式 は、 経 済 産 業省令 · で 定 め

5

出 定 有 害 廃 棄 物 等 \mathcal{O} 運 搬

六条 害廃棄物等」という。 の害 を 規定による輸 携带 廃 棄 物 前 L てし 等 条第一項 (関 なけ 税項の 出 \mathcal{O} れ 許可 ば 規 昭 <u></u>の な 定 可を受けたものに限る。昭和二十九年法律第六十定により輸出移動書類が 5 運 な 壁搬を行 11 う場 :第六十 合 は、 が -一号) 当 以下「輸出 交 該 付 輸 さ 第六十 出 移 動 特 定 書 七定 条有 類 有

、署名して 該輸出な 署名しなけ 前 項 移動書類 0) 規 の経済産 定に れば に ょ なら その 業省令、 ŋ 輸 ない。 輸 出 出 移 環境省令で定める 動 特 特定有害廃棄物等の期書類を携帯して運 の引渡しを受け 事 運 項 搬 を記 を 行う 載 者 は た 日 か 当 0

3 令で定める規定第十四条第一項 ば廃 ならな 棄物等に 出 特 定 係 有 項の規定又は同 ただし、 る輸 定 害 に 廃 による命 出 棄 1移動 不物等の 当 《書類に記載された内容での運搬を行う場合は、 令 該 が 輸出特定· 可項ただし書の政会輸出特定有害廃棄物 さ れ た場 合 は、 容に 物等 令で定める法律の 0) 当 限 \mathcal{O} 従 該 運 0 ŋ 輸 操につ て出り で な でなけれて 政

輸 出 [移動 書類 12 係 る 届 出

第 により、 産 七 業大臣 条 次に掲げる場合は米の第五条第一項の 及び 当該 輸 環 境 出 大臣 1移動 は、 0 《書類を添付して、)、経済産業省令、 規 に 経済に 届 け より 出 なけ 輸 れ 出 ればなら 移 遅 環 境 動 書 省令で な 類 \mathcal{O} 交 定めるところ 付 そ 0) を受けた者 旨を経 済

わ 輸 ない 出 移 こととなっ 動 書類 E 係る輸出 たとき。 特 定 有 害 廃 棄 物 等 0 輸 出 又 は 運 搬 を

出 移 動 書 類 係る 輸 出 特 定 有 害 廃 棄 物等を失ったとき。

入 0) 承

第 外国 八 うた せられるものとする。 条輸 貿易法第五 書 8 第 IV 特定有害 В 使 に 五. 掲げ 条第 用 十二条の規定によ 廃 す -二条の規定により、輸入の承、棄物等を輸入しようとする者 る目的 る処分作業 項 0 認定 ただし、 で を受け 特 以 定 有 下 第 害 た + 者 再 廃 兀 条第一 生 が 棄 物 利 同 等 用 項 等」 項認は、 \mathcal{O} を 応を受ける義務をは、外国為替及び 輸 0 認 定に 認定を受けた と 入しようとす に係る条約 · う。 を 第

2 業大臣 きは、 境 合 大臣 に 経 は 対 済 産業 は、 0) 必要な説明を求め、及び意味大臣が前項の承認を行うに環境の汚染を防止するため 限 ŋ でない。 意見 際し、 必 見を述べることができ際し、事前に、経済産必要があると認めると

入移 動 書類 0 交

第 書類 をを 等に関し条約第六条1の規定により通告された内容 九 4 いて、その承認を受けた者から当該特定有害廃 の規定により条件を付して同 したもの)と一致することを確認の上、 0 、 う。 た者に対し、その旨を証明する文書 提出を受けたときは、 済)を交付 産業大臣は、 しなけ 前条第一 れ ればなら 当該移動書類が当該特定有害廃 意した場合にあっては、 項 な \mathcal{O} 入の 以 速 承 やかに、 下 棄 認 をし 物等に係る移 輸 同 した 場 入移

0 規 前 定 に 0 ょ 規 ŋ 定により 輸 入 移 輸 動 書類 入移動書 ととも 類 に当 の交付が 該 輸 を受けた者又は第十 入移 動 書類 É に係る特 定 条

2

行 輸 わ ないこととなったとき。 出 移 動 書 類 12 係 ふる輸 出 特 定 有 害 廃 棄 物 等 \mathcal{O} 輸 出 又 は 運 搬

を

輸 出 移 動 書 類 係 る 輸 出 特定有害廃棄物等を失っ たとき。

入の 承

外国 課せられるものとする。 貿易法第五 特定有害 1十二条の1 ·規定により、輸入の承認を受ける義務を?を輸入しようとする者は、外国為替及び

2 業大臣に対し、必要な説明を求め、及び意見きは、経済産業大臣が前項の承認を行うに際環境大臣は、環境の汚染を防止するため必 る。 し、 要が を述べることが 事あ が前に、 ると認 経済産 \otimes でき

入移動書類 の交付

第 九条 を付したもの)と一致することを確認の上、速やかに、4の規定により条件を付して同意した場合にあっては、 」という。)を交付しなければならない。を受けた者に対し、その旨を証明する文書 いて、 を 等に関し条約第六条1の規定により通告された内容(同 書類の提出を受けたときは、 その承認を受けた者から当該特定有害廃 経済産業大臣は、 前条第 当該移動書類が当該 一項 0 入の (以 下 承 棄 、特定有· 物 を 等に 輸 L 入 た

2 0 規前 定に 項の規定に より輸 入移 ょ ŋ 動 輸 入移 書 類 動 ととも 書類の交付を受け に当該輸 入移 た者 動 書 類 又 は に 係 第 + る 定

は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に申請しない。この場合において、当該輸入移動書類の交付を受けた者等により、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければなら書類を汚損し、又は失ったときは、経済産業省令で定めるところ 有 輸 害 入移 の再交付を受けることができる。 廃 棄 動 物 書類の 等 を 譲 交付を受けた者 ŋ 受 け、 若 しく 等」と は そ 0 いう。)が引渡しを が当該輸 受 け た 入移 以 動 下

3 書 ょ ŋ 大 類 移 を回 臣 動 入 当 書 移 に 類の 該 復するに至ったときは、 届 動 輸入移動書類を添付 け 書 |再交付を受けた場合において、|類の交付を受けた者等は、前項 出 「 な け n ればなら ない。 して、 経済産業省令で定めるところに口において、その失った輸入移動で等は、前項後段の規定により輸 遅 滯 なく、 そ 0) 旨を経 済 産 3

4 九条第一項」と読 る。この Ŧī. 条第二項 場合におい 及 び み替えるも 第五 て、 項 同条第二項中の規定は、於 のとする。 单 輸 入 前移 頭」とあるのは、動書類について準 んは、 用 4

入特 定有害 廃

第 +らは害 処分を行う場 廃 条 物 前 等 条第一項 **(以** 一合は、 下 1は、当該輸入移動書類を携帯してしなければ、- 「輸入特定有害廃棄物等」という。)の運搬での規定により輸入移動書類が交付された特定な乗物等の運搬又は処分) な又有

2 者は、 受け 前 かた 項 当該 の規 つ、 日 付その他の 署名し、 況定に 輸入 移 ょ なけ 動 ŋ 経済産業省令、環営書類にその輸入特別 輸 れば 入移動 なら 書 類 な を 携 定棄搬 **定める事項を記載** 乗物等の引渡しを 搬又は処分を行う

特 定 有 入 害 特 定 廃 棄 有 害廃 物 等 に 棄物等の 係 . る輸 入移 運搬 動又書は 処分を 類 に 記 記載され 行う場 **%合は、** た内 容に従 当 該 って 輸 入

3

は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に申請しない。この場合において、当該輸入移動書類の交付を受けた者等により、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければなら 書類を汚損し、又は失ったときは、 有 輸入移動 その再交付を受けることが 害廃 棄 物 書類の 等 を 譲 交付を受けた者等」という。) ŋ 受 分け、 できる。 しく は 経済 その 併産業省令で定める という。) が当該枠 引 渡 L を 当け た るところ 移 以

業大臣 より、 入移動書類の再交付を受けた場合において、その輸入移動書類の交付を受けた者等は、前項後段 書類を回復するに至ったときは、 · に 届 当該輸入移動 け 出 「な け 書類を添付して、 れ ば なら ない。 して、遅滞なく、その旨を経済産、経済産業省令で定めるところに合において、その失った輸入移動者等は、前項後段の規定により輸

第九条第一項」と読 する。この場合に 第五条第二項 及 おが第 み替えるものとする。 て、 五 項 同条第二項中場の規定は、輸入 入 前移 動書 項」とあ 類 に る 0 0) 1 は、 て 準 用

棄 物等 0) 運 搬又 人は処 分

第 らない。 十条 害廃 青廃棄物等(以下十条)前条第一項の 一条 行う 場 合は (下「輸入特定有害廃棄物等」という。) の項の規定により輸入移動書類が交付された 当 該 輸 入移 動 書類を携帯してし け れ運特 ば搬定 な又有

2 し、かつ、署名しなければならない受けた日付その他の経済産業省令、 者は、 前 項の規定に 当該 輸 入 移 ょ 動 ŋ 書類 輸 入 産業省令、環境省令にその輸入特定有害 移 動 書類 ない。 想を携帯 して で廃 運 定棄搬 \otimes 物 又 る 等 は 事 の処 分を 項引 が渡しを 行 う

3 特 定輸有入 入特定 害 廃 棄物 有 害廃 等 に 棄 物 係 等の る輸 運 入 移 !搬又は処分を行う場 動 書 類 に記 載 Ž れ た内 合 は、 容に 当 従 該 って 輸

L なけ れ ば なら な ただ Ļ 次に 掲 げ る 場 合 は、 0) 限 ŋ で な しなけ れ ば なら な V) ただし、 次に 掲 げ る場 合 は、 ح \mathcal{O}

そ おれるものとして政令で定める法律の政令で定める規定の適いの他輸入特定有害廃棄物等の運搬又は処分の適正な実施が確定理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)当該輸入特定有害廃棄物等の運搬又は処分について廃棄物の当該輸入特定有害廃棄物等の運搬又は処分について廃棄物の を受けるとき。 める規定の適当な実施が確

保されるものとして政令で定める法律の政令で定その他輸入特定有害廃棄物等の運搬又は処分の適処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第一当該輸入特定有害廃棄物等の運搬又は処分につ 用 を受けるとき。

め 正

る

規

然定の適

百い

限

ŋ

で

な

正な実施が確 日三十七号) で廃棄物の

第二項の規定又は同項ただし書の当該輸入特定有害廃棄物等の運 8 る規 定 による命 令が べされ たとき。 政 搬 令又では 定 処 める法律の政令で定分について第十七条

第二項の規定又は同項ただし書の当該輸入特定有害廃棄物等の運 める規定による命令が いて、当該輸入移動書類に記載された内容と異なる運搬又は同項第二号に規定する命令に従って、運搬を行う《書類の交付を受けた者等は、前項第一号に規定する共 され たとき。 政 搬 令でで 定 処 分に \otimes る つい 法 律 7 \mathcal{O} 政 第 令一で四 定条

4 定に を行ったときは、 場合におい その旨を経済産業大臣に届け出 ない。 ょ 入 り、 動 又は同 て、 書類の 当該 経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく『該輸入移動書類に記載された内容と異なる運搬『項第二号に規定する命令に従って、運搬を行う。交付を受けた者等は、前項第一号に規定する規 て、 その書換えを受けなけ れば 4 定により、 ならない。 を行ったときは、 場合にお

たときは、その旨を経済産業大臣は、 を環境が前項 大の規 八臣に通.の規定に により輸 移 動書 類

知

するもの

とする。

入

0)

書換えをし

その旨を経

済

産

業大臣に届け出て、

その書換えを受けなけ

れば

輸

入移

動

いて、

5 た ときは、その旨を経済産業大臣は、 1を環境大臣に通い、前項の規定に 知すり でするも 輸 入 の移 をする。 移動書類の 書換えを L 5

第

+

· 一 条

輸

入特定有害廃棄物等を譲

り

渡し、

入特定

有

害廃

棄

物等

0

譲

敞渡等)

定又

は引き渡

有 は

害

廃

棄

物

物等に係

7に係る輸入移動書類とともにしなけれ若しくはその引渡しを受ける場合は、

輸 入特定有害廃 棄物 等 \mathcal{O} 譲 渡 等)

にしなければならないる場合は、当該輸入特、若しくは譲り受け、 第十一条 定有害廃棄な 輸入特定有害廃 Ĺ 若しくはその引渡しを受ける場合は、 棄物等を譲り渡し、 若 しくは

棄物

等に

に係る輸

入移

1動書類とともにし

な

け

れ

ればならない当該輸入特は譲り受け、

輸輸 入 八移動 書類に係る 届 出

第

十二

輸

入移

動

書

1類

0

交付を受けた者等

は、

次に

入

移

動

書

類

派に係

ぶる届

出

掲げる場合 は 第 十二 条 輸 入移 動 書 類 0 交付を受けた者等は、 次に 掲げる場 合 は

に書 類 届 を添 け 済 出 産 なければならない。 付 省令、 して、 遅滞なく、 環 境 省令で定 その旨を経済産 めるところ に 業大臣 ょ り、 及び環境 当 該 輸 入 大移 臣動

き。 輸 入 移 動 書類 E 係る輸 入特 定 有 害 廃 棄 物 等 0) 処分を行 0 たと

行 わ ないこととなったとき。 入 移 動 書類に係る輸 入特 定 有 害 廃 棄 物 等 0 運 搬又 は 処 分を

輸 入 移 動 書 類 に 係る輸入特 定 有 害 廃 棄 物 等 を 失 つ たとき。

2 はの て 清 単に 適 「環境 掃 大臣」とする。 用 に 入 たつい 廃 関 移 省 する法律 動 令」と、 棄物」という。 書 ては、 類 に 係る輸 第二条第一項 同 項中 経済 入特定)に該当 経 産業大臣 の廃 済産業省令、 有 害 . 及び する場合に 棄 廃 物(第十 棄 環境大臣」とあるのは 物 等 、環境省令」とあるの合における前項の規定第十七条第二項におい等が廃棄物の処理及び 2

(通知)

十三条 ° ŋ 入移動 分を行ったときは、 に係る輸入特定 書類 滞 な 輸入移 に記載された内容に従って輸入特定有害廃棄 その 2有害廃棄物等の引渡しを受けたとき、1動書類に係る処分を行う者は、当該輪 旨 経済産業省令、 1を次 に 掲 げ る る者に通知しなければならない、環境省令で定めるところによって輸入特定有害廃棄物等の処渡しを受けたとき、及び当該輸 輸 入 八移動書 類

当 該 輸 入 特 定 有 害 廃 棄 物 等 0 輸 入 0 相 手 方

権 限 当 0 該 あ る当 入特 局 定 有害廃 棄物等 0 原 産 地 船 積 地 域 文 は 経 由 地

> 書類を添せ に 届け出なければならない。 が付して、 業 省 - 令、 遅滞なく、 環 境 省令で定めるところに その旨を経済産 産業大臣 ょ ŋ 及び 当 該 環 輸 境 入 大移臣動

輸 入 移 動 書 類 12 係る輸入特定有害廃 棄 物 等 \mathcal{O} 処 分 を行 0 たと

き。

行 わないこととなったとき。 輸 入移 動 書 類に係る輸入特 定 有 害 廃 棄 物 等 \mathcal{O} 運 搬 又 は 処 分を

輸 入移 動 書 1類に 係る輸入特 定 有害 廃 棄 物 等 を 失 つ た لح

三

て単に 環境大臣」とする。は「環境省令」と、 の適用に 清 掃に関する法 「環境省令」と、 輸 入 移 廃 ついては、 動 書 棄物」という。)に該当する場合における前 類 律 に 第二条第一 係 る輸 同 項中「 経 「済産業大臣及び環境大臣」とあるの 入 特 項の 経済産業省令、 定 有害廃 の廃棄物 棄 (第 物 等 環境省令」とあるの + が 兀 廃 条 棄 第二 物 \mathcal{O} 項項処 のに理 規おひび

(通知)

第 り、 十三条 分を行ったときは、 入移動書類に記 に係る輸入特定有害廃 遅 滞 輸入移 なく、 その 載された内容に従って輸入特定有 動 書 旨 経済産業省令、 類 棄物等の引渡しを受けたとき、 E を 保る処 次 E 掲 げげ 分を行う者 る者 環境省令で定めるところによ に 通 は、 知 L な 当 け 害 該 廃 れ 輸 及び ば 棄 入 物 移 な 6 等 当 動 な の該 処 輸 類

当 該 輸 入特 定 有 害 廃 棄 物 等 0) 輸 入 0 相 手 方

権 限 当 のあ 該 輸 る当 入特 局 定 有 害 廃 棄 物 等 0 原 産 地、 船 積 地 域 又 は 経 由 地

0

 \mathcal{O}

3 経済産業大臣及び環境大臣は、第一項の認定を受けようとする	三 輸入しようとする特定有害廃棄物等の種類及び輸入の方法	二 前項第三号に係る次条第一項の認定を受けた者に関する事項	及び代表者の氏名 一氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その法人番号	に提出しなければならない。 定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書その他経定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書その他経過での認定を受けようとする者は、経済産業省令、環境省令で	業省令、環境省令で定める基準に適合すること。 健康の保護及び生活環境の保全上支障のないものとして経済産三 当該輸入及び次条第一項の認定に係る施設への運搬が、人の	る者であること。 できる者として経済産業省令、環境省令で定める基準に適合す 当該輸入を行おうとする者が、当該輸入を的確に行うことが	認定に係る再生利用等であること。 一 当該輸入の目的が、次条第一項の認定を受けた者が行う当該	ることができる。 していることについて、経済産業大臣及び環境大臣の認定を受け 令、環境省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合 第十四条 特定有害廃棄物等を輸入しようとする者は、経済産業省 (再生利用等目的輸入事業者の認定)
(新 設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新 設)	(新 設)	(新設)	(新 設)

	(再生利用等事業者の認定)
(新 設)	第四項の認定の更新に関し必要な事項は、政令で定める。9 前各項に規定するもののほか、第一項及び第五項の認定並びに
(新 設)	できる。
(新設)	び環境大臣に届け出なければならない。
(新 設)	(6) 第一項各号」と読み替えるものとする。
(新 設)	であるときは、この限りでない。 り、経済産業大臣及び環境大臣の認定を受けなければならない。 り、経済産業大臣及び環境大臣の認定を受けなければならない。 ようとするときは、経済産業省令、環境省令で定めるところによ の認定を受けた者は、第二項各号に掲げる事項を変更し
(新設)	力を失う。 とにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効とにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効 第一項の認定は、五年を超えない範囲内で政令で定める期間ご
	認定をするものとする。 者が同項各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の

認定をするものとする。 者が同項各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の 経済産業大臣及び環境大臣は、第一項の認定を受けようとする	の方法	二 再生利用等を行おうとする施設	及び代表者の氏名 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その法人番号	に提出しなければならない。	合すること。	基準に適合する者であること。 に行うことができる者として経済産業省令、環境省令で定める一 当該再生利用等を行おうとする者が、当該再生利用等を的確	定を受けることができる。 にも適合していることについて、経済産業大臣及び環境大臣の認済産業省令、環境省令で定めるところにより、次の各号のいずれ第十五条。特定有害廃棄物等の再生利用等を行おうとする者は、経
(新 設)	新設)	(新設)	新設)	新設)	(新 設)	(新設)	(新 設)

段	でに読み替えるものとする。 項の認定を受けた者による同項の認定に無 すを輸入する場合については、第九条第二項 すを輸入する場合については、第九条第二項 すを輸入する場合については、第九条第二項 すを輸入する場合については、第九条第二項 で、第十四条第一項の認定を受けた で、第十四条第一項の認定を受けた で、第十四条第一項の認定を受けた で、第十四条第一項の認定を受けた で、第十四条第一項の認定を受けた で、第十四条第一項の認定を受けた で、第十四条第一項の認定を受けた で、第十四条第一項の認定を受けた で、第十四条第一項の認定を受けた で、第十四条第一項の認定を受けた で、第十四条第一項の認定と で、第十四条第一項の認定と で、第十四条第一項の認定と で、第十四条第一項の認定と ので、第十四条第一項の認定と で、第十四条第一項の認定と ので、第十四条第一页ので、第十四条第一页の認定と ので、第十四条第一页ので、第十四条第二页ので、第十四条第二页ので、 ので、第十四条第二页ので、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、	事項は、政令で定める。	(の)と、「第四項」とあるのは「同条第四項」「項各号」と、同条第六項中「第三項の」とあるの合において、同条第五項中「第二項各号」とあるがら第八項までの規定は、第一項の認定について	力を失う。 とにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効とにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効 第一項の認定は、五年を超えない範囲内で政令で定める期間ご
	(新 設)	(新 設)	(新 設)	(新 設)

第十二条第一項	出び項		第十条第四項	第三項二			第十条第一項					第九条第三項	
輸入移動書類の交付	輸入移動書類	当該輸入移動書類	を受けた者等 輸入移動書類の交付	動 書	当該輸入移動書類	付されたり輸入移動書類	条第一項の規	移動書類	失った輸入移動書類	おいて、おおされ	1	を受けた者等 動入移動書類の交付	受 入 該 け 移 輸
再生利用等目的輸入	移動書類	移事再	者等 利用等目的輸	動	類等に係る移動書	入された	第十四条第一項の認	遅滞なく	失った移動書類		で汚損し、若し項前段の場合に	事業者等 再生利用等目的輸入	事業者等再生利用等目的輸入

2

済 産 大 臣 及 び 環境 大臣 は、 特 定 有 害 廃 棄 物 等 廃 棄物 に 該

2

経

済

産

業

大

臣

及

び

環

境

大臣

は、

特

定

有

害

廃

棄

物

等

廃

棄

物

に

該

及 第 U + 第 +第 Ŧi +条 条 条 第三 + 第 六 条 号 第 項 輸 輸 受 該 け 移 移 輸 動 動 入 移動 書 者 書 等 類 類 書 に 係 類 る 移 移 当 事 動 動 る 入 該 業 書 書 移 事 再 者 類 類 動 業 生 等 に 書 者 利 係 類 等 用 る 等 が 目 携 的 帯

(措置命令)

命はに有 者そ しめい反及 がの た 特 場 び ず 適 帰 L 七 又明排 者 合 た 正 す 廃 に る は に 場 定 な 棄 5 出 又 必 玉 物 れ 施 処 事 管 者は 0 物 か 要 お 合 貿 経 易 適 がが 分 由 等 理 で 等 輸 が V そ \mathcal{O} 伴 済 あ ない \dot{O} て、 $\bar{\mathcal{O}}$ 用 で 0 が L 出 法 Š (当 産 めると認っ を受け 保会さ I され てい ため きる。 あ 輸 他 出 第 るも 出 場 該 人 の 匹 等」 搬 \mathcal{O} れるも た者、 合に 0) 等が た特 特 + 特 若 臣 うる場合 ただ 措 健 لح \mathcal{O} 定 定 八 \otimes 及 É るとき 条 置 適 を あ 有 < 有 定 康 11 び Ĺ その 正に いう。 又は う。 対 害 第 \mathcal{O} 0 害 有 は 環 て <u>ک</u> ل į は、 廃 害 廃 処 境 c は、 は、 他 当 行 棄 廃 生 棄項 分 大 良は、 て 該 当 わ以 物 棄 活 物の が \mathcal{O} \mathcal{O} 政 特 必 れ 下 当 等 物 当 等 規 ۲ 該 環 限 令 定 要 特 な 司 該 を等 該 境 の定 \mathcal{O} 下 定有害廃っないことに で定め な措 ľ ŋ 特 排 の特に 輸 に 法 特 で 定 出 定 運 係 出 基 律 \mathcal{O} 定 $\overline{}$ 等 な 置害 L 有 る づ 有 搬 の項 有 であ る 害 た 害 被 < 棄 をとるべ を が 規に害 に者をいい、そので行う者若しくは に害を防 適正 0 廃 廃 法 物 棄 政 定 お廃 いって当 棄物等 物 V 棄 令 又 等 律 11 棄 てその古ると 等 物 に のは 0 て 政令で定 等 行 規 \mathcal{O} 止 筡 するれ を 口 を 定 国 特 \mathcal{O} 収 責 特所 輸 に 為定輸 定有のは出たな違替有出 又 \otimes

措置命令)

め適 + はに有 正な実施が変 は る 適 帰 害 び 廃 兀 する 規 正 廃 棄 実施 な 物れ 定 棄 要 が 貿易 0) 処 事 物 管 か者は お 合 理し 適 分 等 で 等 輸 V そ 由 \mathcal{O} 済 て、 用 で 0 がの な \mathcal{O} 法 Š 出 あ 輸 (当 産 を受け に保され **、**きる。 輸てい場 ると た あ さ 他 第 出 運 るもの 人の · 等 め 該 れ 四 大 搬 \mathcal{O} 認め 特定 「 等 が た者 合に 特定特 0 + 特 若 臣 れるもの る場 八 た 措 健 と L 及 だ をい 有害 適正 置 に 定 るときは、 条 あ 康 有 1 < び **常第三** 合 一その . う。 Ó 害 し、 対 有 又 は 環 として政 立に行 う。 ては、 し、 は は、 廃 害 廃 処 境 生 棄項物の 当 他 棄 廃 分 大 良は、 該 \mathcal{O} 当 物 棄物 活 のが わ以 必 \mathcal{O} 特 該 下 当 等 当 等 規 れ 環 同じ。 限 令 要な な 該 を 等該境の特に 定 特 \mathcal{O} 定 \mathcal{O} 下 定有害廃産 ŋ で有者者 排 輸 特 に 法 特 で 定 出 運 定 係 出 基 律の定 $\overline{}$ づく な \otimes 廃 置 有 L 搬 有 る等 の項 有 で害廃 が る を た を 害 被 棄 規に害 とる 法 物 0 者行廃 害 棄 適 政 定 お廃 物い を う を 2 棄 棄 正 令 又い棄 律 等 てそ て当 物い者 防 \mathcal{O} ベ 等 物 に のは 0) 7 物 い若、し きこと 等 等 行 規 政 \mathcal{O} 止 等 令で の該 出 を を す わ 口 定 国特の 責特所のは出たな 等 収責特所そ 為 に 定 輸 定 のを又 違 有 出

うしめい反国特に 者に 場合 た L た場 る法 棄物等の輸入等の適正な実施が確保されるものとして政令でをとるべきことを命ずることができる。ただし、当該特定有 者 に る 文は 必 に て ŧ 対 及 におい 要が 合 び こその 外国 輸 0) 棄 を 入され て、 あると認めるとき 政 当 令で 他の |貿易 該 人の 特 \mathcal{O} 定 特定有害廃 定有害廃 た特定有害廃棄物 輸 法 輸 以 健康又は生活 \Diamond 第五十二条 る規 運 \mathcal{O} 棄物等 と 定 搬 は、 い又 \mathcal{O} 棄 、 う。) 物 適 \mathcal{O} は次 当環該境 等 規 用 \mathcal{O} 処 条 適正 を 等 の定 輸入等 受け がこ に係る被害を防 の特 止な処分その他の必要なの運搬若しくは処分を行特定有害廃棄物等を輸入 基づく 項 0) る 下 及 場 が び 適正に行われ 政 の第 合 令の は、 が止するた 規定に 0 限 は て ŋ な 違

有 限 八 :害廃棄物等の運搬を行う者又はその度において、特定有害廃棄物等を輸入条 経済産業大臣及び環境大臣は、 関 条 L 報告 をさせることができる。 は、この 排出者等に 者等に 法 律 対し、な輸出され された特に必要

2 害 お 告 は 11 済 をさ 第十 て、 物 産 等 業 せ 五. の特 大 ること 条 運 定 臣 虚搬若し、正及び環境 第 が 項 できる。 棄境 \mathcal{O} < 認 は 物 大 定 等 処 臣 を輸入して を 分 受 を 輸入した者 行う者 け た 0) 法 者 に 文 対 は 律 0 輸入 第十 施 行 さ そ 兀 に 0) 条 れ 必 業第 た 要 特な 務 に項定限 関若 有度

入

+ 出限 度 九 れ た特 おい経 て、 定 済 有 産 その職員に、 医業大臣及び環 害 廃 棄 物 等 環 \mathcal{O} 特定有害廃棄 運 搬 を 行う 者 棄 物の 又 等を輸出した者、法律の施行に必要 は そ 0 排 出 者等 \mathcal{O} 要 事輸な

> う者に対し、よした者又は輸出 定める法律の政令で定める規定の適用を受ける場合を棄物等の輸入等の適正な実施が確保されるもの措置をとるべきことを命ずることができる。ただ、 めい反 で |為替及 特に必 場合に 定有 するも な した場合 いて 要が おいて、人の び 同 \mathcal{O} その ľ を 当該 入され あると認めるときは、 玉 <u></u>の [貿易 他 特 0 \mathcal{O} れた特定有害廃棄物等の運搬若しと認めるときは、当該特定有害廃人の健康又は生活環境に係る被害の特定有害廃棄物等の輸入等が適 定 法 以 有害廃 第五 十二条の \mathcal{O} とい 棄物等 搬 又 · う。 は 次 規定に \mathcal{O} 処 条 適 分 正な がこ 议 基 項 でただし、当該特定有定有害廃棄物等を輸入定有害廃棄物等を輸入にが必めを行いがある。 づく \mathcal{O} 下 及 び のとして政へにし、当該特点 合 政 律 の第 令 は の項 規 規定に 定又は 0 ^ 令 で | 限 7 な違外

に 関し 条告 報告をさせることができる。 業大臣及 |搬を行う者又はその排:定有害廃棄物等を輸出 び 環境大臣 は、 この した者、 出 者等に 法 \mathcal{O} 対 輸 施 し、そ を れ 施 の業特要

2 関有に経経済 て、 告を 棄 産 物等特大 さ せ の定臣 ることが 運有及 操若し、ない環境・ しくは で 物 大 、きる。 等 臣 は処分を行う者に対よ等を輸入した者又は輪臣は、この法律の施行 輸入 行 に z そ 必 のれ 要 たな 務特限 に定度

寸. 検

十六条 出限 され 度において、その 経済産業大 た 特 定 有 害 廃 職臣 棄 員 及 物 等 び 環境 \mathcal{O} 特定有害廃棄 運 搬を行う者 棄 物の 又 は 等 法 そ を律 輸の 0) 排 出施 Hした者、 紀行に必要 出 者 0) 要 事輸な

五.	四	三		_	第二十	4 は 、第	3 明	2 り関の条 れ お	量さ務
□ 輸入移動書類の書換えを受けようとする者	四 輸入移動書類の再交付を受けようとする者	一 輸入移動書類の交付を受けようとする者	一 輸出移動書類の再交付を受けようとする者	輸出移動書類の交付を受けようとする者	行を納めなければならない。	は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。第一項又は第二項の規定による立入検査、質問及び収去の権	書を携帯し、関係者に提示しなければならない。前二項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示	り当該特定有害廃棄物等を収去させることができる。 関係者に質問させ、又は検査のために必要な最小限度の分量に関め他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、第一項若しくは第十五条第一項の認定を受けた者の事務所なれた特定有害廃棄物等の運搬若しくは処分を行う者又は第十四人に特定有害廃棄物等の運搬若しくは処分を行う者又は第十四人に対して、その職員に、特定有害廃棄物等を輸入した者、輸入なる経済産業大臣及び環境大臣は、この法律の施行に必要な限度に	単に限り当該特定有害廃棄物等を収去させることができる。いせ、関係者に質問させ、又は検査のために必要な最小限度の物所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検
						限	す 証 3	限、そ四さに 2	分查
五.	四	三		_	第 料十 を七手	4 は 、第	明	当係他れ	量さ務にせ所
輸入移動書類の書換えを受けようとする者	輸入移動書類の再交付を受けようとする者	輸入移動書類の交付を受けようとする者	輸出移動書類の再交付を受けようとする者	輸出移動書類の交付を受けようとする者	゚納めなければならない。	犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。ポー項又は第二項の規定による立入検査、質問及び収去の権限	書を携帯し、関係者に提示しなければならない。前二項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証	は特定有害廃棄物等を収去させることができる。 で質問させ、又は検査のために必要な最小限度の分量に限りい事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関い特定有害廃棄物等の運搬若しくは処分を行う者の事務所そのに特定有害廃棄物等を輸入した者又は輸入され済産業大臣及び環境大臣は、この法律の施行に必要な限度に	に限り当該特定有害廃棄物等を収去させることができる。 、関係者に質問させ、又は検査のために必要な最小限度の分所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査

第二十二条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する 宮 (経過措置)	項から第五項までの規定を準用する。 一条の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第二3 第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十 3	ければならない。 し、当該事案について証拠を提出し、意見を述べる機会を与えな2.前項の意見の聴取に際しては、審査請求人及び利害関係人に対っ	は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 では、 では、 では	類の書換えを受けようとする者十一第十六条において準用する第十条第四項の規定により移動書	けようとする者九 第十五条第五項において準用する第十四条第五項の認定を受	八 第十五条第一項の認定又はその更新を受けようとする者	七 第十四条第五項の認定を受けようとする者	六 第十四条第一項の認定又はその更新を受けようとする者
第十九条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場 (経過措置)	項から第五項までの規定を準用する。 一条の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第二3 第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十	ければならない。 し、当該事案について証拠を提出し、意見を述べる機会を与えな2 前項の意見の聴取に際しては、審査請求人及び利害関係人に対	第十八条 第十四条の規定による意見の聴取を行った後にしなけ 原十八条 第十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、審査請求 の条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、審査請求 がは、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十 ま決は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十 の規定による命令についての審査請求に対する	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

場合に 必 る 要と判断される範囲内において、 お V 、ては、 その 命令 で、 いて、所要の経過場その制定又は改富 措廃 置 に 伴 (罰則 (罰則に関われ) すに

2 経過措置を含む。)を定めることができる。 2

伴い必要とされる事項については、政令で必要な規定(罰則に関る手続により変更された場合の経過措置その他の条約等の実施にⅡに掲げる物、条約附属書Ⅲに掲げる特性又は処分が条約の定め一前項に規定するもののほか、条約附属書Ⅰ若しくは条約附属書 る経過措置を含む。)を設けることができる。

権 限 0 委任

第二十三条 省令で定めるところにより、 めるところにより、経済産業局長に、この法律に規定する経済産業大臣 長に委 0) 任することができ権限は、経済産業

2 ろにより、 この法律に規定する環境大臣の権 地 ^元方環境 /事務所長に委任することができる。 限は、 環境省令で定めるとこ

罰 則

第二十四条 の懲役若しくは三百 第十七 |百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する||条の規定による命令に違反した者は、三年以下|

第二 は + Ŧī. 十万 Ŧī. 条 円以 以下の罰金に処し、又はこれを次の各号の一に該当する者は、 なが、六月以下のは、六月以下のは、 懲役若 しく

せ 第五条第三項 又 は 虚偽 0) 前段又は第九条第 届出 をした者 項 前 段 0 規 定による届 出 を

又 は 第六条第一項若しくは第三項、 第十一条の 規定に違反した者 第 十 条第 項 若しくは第三 項

> 合にお 要と判断される範囲内において、 経過措置を含む。)を定めることができる。 いては、 その 命 令 で、 その制 所要の経過性の制定又は改成 措 廃 置 に 伴 · 罰 1 則に 合理 関的 す に Ź

必

伴い必要とされる事項については、 Ⅱに掲げる物、 する経過措置を含む。 る手続により変更され 前 項に規定するもの 条約附 #項については、政令で必要な規定(罰則これた場合の経過措置その他の条約等の実附属書Ⅲに掲げる特性又は処分が条約のでののほか、条約附属書Ⅰ衤----)を設けることができる。 実施に 則 の附 に関 定属め書

権限 の委任

第二十条 令で定めるところに この法 ろにより、経済産業局長に委任、律に規定する経済産業大臣の権 することができる 限 は、 経済産 業省

ろにより、 この法律に規定する環境大臣の権限 地方環境事務所長に委任することができる。 は、 環境省令で定めるとこ

2

(罰則)

第二十一条 の懲役若しくは三百 第十 兀 1条の規・ 万円以下の罰金に処し、又の規定による命令に違反し 又はこれを併科する た者は、 年以 下

第二十二条 は 五十万円以下の罰金に処し、又はこれを十二条 次の各号の一に該当する者は、 を併る 六月以下 科 す 0) 懲役若 L <

せず、 第五条第三項 又 は 虚偽 の届 前段又は第九条第二項 出 をした者 前 段 0 規 定に よる 届 出 を

又は第十一条の規 第六条第一項若しくは第三項、 定に違反した者 第十条第 項 若しくは 第三 項

各本条の罰金刑を科する。 為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人の他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条第二十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、	本条の罰金刑を科する。をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人
三 第十三条の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をた者 ニ 第十条第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届	三 第十三条の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をした者た者 た者 ニ 第十条第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をし
類若しくは虚偽の輸入移動書類を添付した者若しくは輸入移動書類を添付せず、若しくは虚偽の輸出移よる届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は輸出移動一 第五条第四項、第七条、第九条第三項又は第十二条の規	類若しくは虚偽の輸入移動書類を添付した者若しくは輸入移動書類を添付せず、若しくは虚偽の輸出移動書よる届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は輸出移動書類一 第五条第四項、第七条、第九条第三項又は第十二条の規定に
処する。	処する。
対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質五 第十六条第一項又は第二項の規定による検査若しくは収	対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に五 第十九条第一項又は第二項の規定による検査若しくは収去を
四 第十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をし	四 第十八条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
た者に、又は署名をせず、若しくは虚偽の署名は虚偽の記載をし、又は署名をせず、若しくは虚偽の署名項若しくは第十条第二項に規定する事項の記載をせず、若書類又は輸入移動書類に、それぞれ第六条第二項に規定する 第六条第二項又は第十条第二項の規定に違反して、輸出	た者とは虚偽の記載をし、又は署名をせず、若しくは虚偽の署名をしは虚偽の記載をし、又は署名をせず、若しくは産偽の記載をせず、若しく項若しくは第十条第二項に規定する事書類又は輸入移動書類に、それぞれ第六条第二項に規定する事三 第六条第二項又は第十条第二項の規定に違反して、輸出移動

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の一部を改正する法律案 参照条文

(参照法令一 ○有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約 ○行政不服審査法 ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ○外国為替及び外国貿易法 ○特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律施行令(平成五年政令第二百八十二号) ○特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律 (平成二十六年法律第六十八号) (昭和二十四年法律第二百二十八号) (昭和四十五年法律第百三十七号) (抄) (平成四年法律第百八号) 抄) (抄) (平成五年条約第七号) 12 12 11 11

○特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(平成四年法律第百八号)

(目的)

第一条 この法律は、 施を確保するため、 することを目的とする。 特定有害廃棄物等の輸出、 有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約 輸入、 運搬及び処分の規制に関する措置を講じ、 (以下 もって人の健康の保護及び生活環境の保全に資 「条約」という。)等の的確かつ円滑 な実

(定義等)

第二条 この法律において「特定有害廃棄物等」とは、 質及びこれによって汚染された物を除く。)をいう。 次に掲げる物 (船舶の航行に伴い生ずる廃棄物であって政令で定めるもの並びに放射性物

条約附属書Ⅳに掲げる処分作業 (以下「処分」という。) を行うために輸出され、 又は輸入される物であって、 次のいずれかに該当するも

 \mathcal{O}

1 条約附属書Ⅰに掲げる物であって、 条約附属書Ⅲに掲げる有害な特性のいずれかを有するもの

ロ 条約附属書Ⅱに掲げる物

政令で定めるところにより、 条約第三条1又は2の規定により我が国が条約の事務局へ通報した物

= 条約第三条3の規定により条約の事務局から通報された物であって、当該通報に係る地域を仕向地若しくは経由地とする輸出又は当該地

域を原産地、 船積地域若しくは経由地とする輸入に係るものとして環境省令で定めるもの

条約第十一条に規定する二国間の、 運搬 (これに伴う保管を含む。 以下同じ。)及び処分について規制を行うことが必要な物であって政令で定めるも 多数国間の又は地域的な協定又は取決め (以下「条約以外の協定等」という。) に基づきその輸出 輸

2 以外の協定等に規定するものをいう。 この法律において「移動書類」とは、 条約附属書VBに掲げる事項を記載した条約第四条でのの移動書類及びこれに類する書類であって条約

3 環境大臣は、 第一項第一号ニの環境省令を定めようとするときは、経済産業大臣に協議しなければならない。

(基本的事項の公表)

第三条 項を定めて公表するものとする。これを変更したときも、 経済産業大臣及び環境大臣は、条約及び条約以外の協定等(以下 同様とする。 「条約等」という。) の的 確かつ円滑な実施を図るため、 次に掲げる事

特定有害廃棄物等の輸出、 輸入、 運搬及び処分に伴って生ずるおそれのある人の健康又は生活環境に係る被害を防止するための施策の実施

に関する基本的な事項

- 特定有害廃棄物等の輸出、 輸入、 運搬又は処分の事業を行う者がその事業を適正に行うために配慮しなければならない基本的 事項
- 三 特定有害廃棄物等の発生の 抑制及び適正な処分が行われることを確保するために国民が配慮しなければならない。 基本的,
- 兀 前三号に掲げるもののほか、 特定有害廃棄物等の輸出、 輸入、 運搬及び処分が適正に行われることを確保するための重要な事

(輸出の承認)

第四 条 特定有害廃棄物等を輸出しようとする者は、 外国為替及び外国貿易法 (昭和二十四年法律第二百二十八号) 第四十八 条第三項の規定によ

- り、輸出の承認を受ける義務を課せられるものとする。
- 2 環境の汚染」という。 経 |済産業大臣は、その輸出に係る特定有害廃棄物等の処分に伴い生ずるおそれのある大気の汚染、 を防止するため特に必要があるものとして経済産業省令、 環境省令で定める地域を仕向地とする経済産業省令、 水質の汚濁その他の環境の汚染 環境
- 省令で定める特定有害廃棄物等の輸出について前項の承認の申請があったときは、 その申請書の写しを環境大臣に送付するものとする。
- 3 るために必要な措置が講じられているかどうかを確認し、 環境大臣は、 前項の規定により申請書の写しの送付があったときは、その申請書に係る特定有害廃棄物等の処分について環境の汚染を防 その結果を経済産業大臣に通知するものとする。 止す
- 4 経済産業大臣は、 前項の規定により環境の汚染を防止するために必要な措置が講じられている旨の環境大臣の通知を受けた後でなければ、 第

一項の輸出の承認をしてはならない。

(輸出移動書類の交付等)

第五条 経済産業大臣は、 前条第一項の輸出の承認をしたときは、 速やかに、 その承認を受けた者に対 Ļ 当該特定有害廃棄物等に係る移 動 書類

(以下「輸出移動書類」という。)を交付しなければならない。

前項の規定により輸出移動書類を交付したときは、

当該

輸出

移動書類の写しを環境大臣に送付するものとする。

2

経

「済産業大臣は、

- 3 より、 で定めるところにより、 第 遅滞なく、 項の規定により輸出移動書類の交付を受けた者は、 その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。 経済産業大臣に申請し、 その再交付を受けることができる。 当該輸出移動書類が汚損され、 この場合において、 当該輸出移動書類の交付を受けた者は、 又は失われたときは、 経済産業省令で定めるところに 経済産業省令
- 4 出移動 湢 第一項の規定により輸出移動書類の交付を受けた者は、 け出 書類を回復するに至ったときは、 なければならない。 経済産業省令で定めるところにより、 前項後段の規定により輸出移動書類の再交付を受けた場合において、 当該輸出移動書類を添付して、 遅滞なく、 その旨を経済産業大臣 その失われた輸
- 5 輸出移動書類の様式は、経済産業省令で定める。

(輸出特定有害廃棄物等の運搬)

- 第六条 輸出 の許可を受けたものに限る。 前条第 項 の規定により輸出移動書類が交付された特定有害廃棄物等 以 下 「輸出特定有害廃棄物等」 という。 の運搬を行う場合は、 (関税法 (昭和二十九年法律第六十一号) 当該輸出移動書類を携帯してしなければなら 第六十七条の規定による
- 2 済産業省令、 前 頭の規定により輸出移動書類を携帯して運搬を行う者は、 環境省令で定める事項を記載し、 かつ、 署名しなければならない。 当該輸出移動書類にその輸出特定有害廃棄物等の引渡しを受けた日付その他 の経
- 3 ただし、 輸出特定有害廃棄物等の運搬を行う場合は、 当該輸出特定有害廃棄物等の運搬について第十四条第一項の規定又は同項ただし書の政令で定める法律の政令で定める規定による命令 当該輸出特定有害廃棄物等に係る輸出移動書類に記載された内容に従ってしなければ

(輸出移動書類に係る届出)

がされた場合は、

この限りでない。

第七条 輸出 .移動書類を添付して、 第五条第一項の規定により輸出移動書類の交付を受けた者は、 遅滞なく、 その旨を経済産業大臣及び環境大臣に届け出なければならない。 次に掲げる場合は、 経済産業省令、 環境省令で定めるところにより、 当該

- 輸出移動書類に係る輸出特定有害廃棄物等の輸出又は運搬を行わないこととなったとき。
- 一 輸出移動書類に係る輸出特定有害廃棄物等を失ったとき。

(輸入の承認)

第八条 とする。 特定有害廃棄物等を輸入しようとする者は、 外国為替及び外国貿易法第五十二条の規定により、 輸入の承認を受ける義務を課せられるも

2 必要な説明を求め、及び意見を述べることができる。 環境大臣は、 環境の汚染を防止するため必要があると認めるときは、 経済産業大臣が前項の承認を行うに際し、 事前に、 経済産業大臣に対

(輸入移動書類の交付等)

第九条 受けたときは、 て同意した場合にあっては、 経済産業大臣は、 下 「輸入移動書類」という。 当該移動書類が当該特定有害廃棄物等に関し条約第六条1の規定により通告された内容 前条第 その条件を付したもの) 一項)を交付しなけ の輸入の承認をした場合において、 ればならない。 と一致することを確認の上、 その承認を受けた者から当該特定有害廃棄物等に係る移動書類の提出 速やかに、 その承認を受けた者に対し、 (同条2又は4の規定により条件を付し その旨を証明する文

前 ·項の規定により輸入移動書類の交付を受けた者又は第十一条の規定により輸入移動書類とともに当該輸入移動書類に係る特定有害廃棄物等

2

ときは、 書類の交付を受けた者等は、 を譲り受け、若しくはその引渡しを受けた者(以下「輸入移動書類の交付を受けた者等」という。)が当該輸入移動書類を汚損し、 経済産業省令で定めるところにより、 経済産業省令で定めるところにより、 遅滞なく、 その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。 経済産業大臣に申請し、 その再交付を受けることができる。 この場合において、 当該輸入移動 又は失った

- 3 らない。 るに至ったときは、 輸入移動書類の交付を受けた者等は、 経済産業省令で定めるところにより、 前項後段の規定により輸入移動書類の再交付を受けた場合において、 当該輸入移動書類を添付して、 遅滞なく、 その旨を経済産業大臣に届け出なければな その失った輸入移動書類を回
- 4 」と読み替えるものとする 第五条第二項及び第五項の規定は、 輸入移動書類について準用する。この場合において、 同条第二項中「前項」とあるのは、 「第九条第一 項

(輸入特定有害廃棄物等の運搬又は処分)

場合は、当該輸入移動書類を携帯してしなければならない。 前条第一項の規定により輸入移動書類が交付された特定有害廃棄物等 (以下 「輸入特定有害廃棄物等」という。) の運搬又は処分を行う

- 0) 他の経済産業省令、 前項の規定により輸入移動書類を携帯して運搬又は処分を行う者は、 環境省令で定める事項を記載し、 かつ、 署名しなければならない。 当該輸入移動書類にその輸入特定有害廃棄物等の引渡しを受けた日付そ
- 3 らない。ただし、次に掲げる場合は、 輸入特定有害廃棄物等の運搬又は処分を行う場合は、 この限りでない 当該輸入特定有害廃棄物等に係る輸入移動書類に記載された内容に従ってしなけ れば
- 有 当該輸入特定有害廃棄物等の運搬又は処分について廃棄物の処理及び清掃に関する法律 害廃棄物等の運搬又は処分の適正な実施が確保されるものとして政令で定める法律の政令で定める規定の適用を受けるとき。 (昭和四十五年法律第百三十七号)その 他輸 入特定
- 命 令がされたとき。 当該輸入特定有害廃棄物等の運搬又は処分について第十四条第二項の規定又は同項ただし書の政令で定める法律の政令で定める規定による
- 届け出て、その書換えを受けなければならない。 当該輸入移動書類に記載された内容と異なる運搬を行ったときは、 輸入移動書類の交付を受けた者等は、 前項第一号に規定する規定により、 経済産業省令で定めるところにより、 又は同項第二号に規定する命令に従って、 遅滞なく、 その旨を経済産業大臣に 運搬を行う場合において
- 5 経済産業大臣は 前項の規定により輸入移動書類 の書換えをしたときは、 その旨を環境大臣に通知するものとする

(輸入特定有害廃棄物等の譲渡等)

輸入特定有害廃棄物等を譲り渡し、 若しくは譲り受け、 又は引き渡し、 若しくはその引渡しを受ける場合は、 当該輸入特定有害廃棄物

等に係る輸入移動書類とともにしなければならない。

(輸入移動書類に係る届出)

第十二条 輸入移動書類の交付を受けた者等は、 次に掲げる場合は、 経済産業省令、 環境省令で定めるところにより、 当該輸入移動書類を添

て、遅滞なく、その旨を経済産業大臣及び環境大臣に届け出なければならない。

一 輸入移動書類に係る輸入特定有害廃棄物等の処分を行ったとき。

輸入移動書類に係る輸入特定有害廃棄物等の運搬又は処分を行わないこととなったとき

三 輸入移動書類に係る輸入特定有害廃棄物等を失ったとき。

物 輸 という。 入移動書類に係る輸入特定有害廃棄物等が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第一項の廃棄物 に該当する場合における前項の規定の適用については 同 項中 「経済産業省令、 環境省令」 (第十四条第二項において単に とあるのは 「環境省令」と、 経済 棄

産業大臣及び環境大臣」とあるのは「環境大臣」とする。

(通知)

第十三条 に掲げる者に通知しなければならな 記載された内容に従って輸入特定有害廃棄物等の処分を行ったときは、 輸入移動書類に係る処分を行う者は、 当該輸入移動書類に係る輸入特定有害廃棄物等の引渡しを受けたとき、 経済産業省令、 環境省令で定めるところにより、 及び当該輸入移動書類に 遅滞なく、 その旨を次

当該輸入特定有害廃棄物等の輸入の相手方

一 当該輸入特定有害廃棄物等の原産地、船積地域又は経由地の権限のある当局

(措置命令)

第十四条 ため として政令で定める法律の政令で定める規定の適用を受ける場合は、この限りでない。 害廃棄物等の輸出等が適正に行われないことについてその責めに帰する事由があるものに対し、 特定有害廃棄物等を輸出した者又は輸出された特定有害廃棄物等の運搬を行う者若しくはその排出者等(当該特定有害廃棄物等を排出した者を 害廃棄物等の輸出等が適正に行われない場合において、 輸出等」という。)がこの法律の規定又は外国為替及び外国貿易法第四十八条第三項の規定に基づく政令の規定に違反した場合その他の特定有 0) その者が明らかでない場合にあっては、 措 置その 経済産業大臣及び環境大臣は、 他の 必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 特定有害廃棄物等の輸出又はこれに伴う運搬若しくは処分 当該特定有害廃棄物等を所有し、又は管理していた者をいう。 人の健康又は生活環境に係る被害を防止するため特に必要があると認めるときは、 ただし、 当該特定有害廃棄物等の 当該特定有害廃棄物等の回収又は適正 (以下この項において「特定有害廃棄物等 輸出等の適正な実施が確保されるもの 以下同じ。)であって当該特定有 な処分の 当該

- 2 経 済産業大臣及び環境大臣は、 特定有害廃棄物等 (廃棄物に該当するものを除く。以下この項、 次条第二項及び第十六条第二項において同じ。
- 二条の規定に基づく政令の規定に違反した場合その他の特定有害廃棄物等の輸入等が適正に行われない場合において、 棄 処分を行う者に対し、当該特定有害廃棄物等の適正な処分その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 係る被害を防止するため特に必要があると認めるときは、 、物等の輸入等の適正な実施が確保されるものとして政令で定める法律の政令で定める規定の適用を受ける場合は、この限りでない。 の輸入、 運搬又は処分 (以下この項において「特定有害廃棄物等の輸入等」という。) がこの法律の規定又は外国為替及び外国貿易法第五十 当該特定有害廃棄物等を輸入した者又は輸入された特定有害廃棄物等の運搬若しくは ただし、 人の健康又は生活 当該特定有害廃

(報告徴収

第十五条 運搬を行う者又はその排出者等に対し、 経済産業大臣及び環境大臣は、 この法律の施行に必要な限度において、 その業務に関し報告をさせることができる。 特定有害廃棄物等を輸出した者、 輸出された特定有害廃 物等

2 搬若しくは処分を行う者に対し、 経済産業大臣及び環境大臣は、 その業務に関し報告をさせることができる。 この法律の施行に必要な限度において、 特定有害廃棄物等を輸入した者又は輸入された特定有害廃棄物等 0 運

(立入検査

第十六条 又は検査のために必要な最小限度の分量に限り当該特定有害廃棄物等を収去させることができる。 有害廃棄物等の運搬を行う者又はその排出者等の事務所その他の事業所に立ち入り、 経済産業大臣及び環境大臣は、 この法律の施行に必要な限度において、その職員に、特定有害廃棄物等を輸出した者、 帳簿、 書類その他の物件を検査させ、 関係者に質問させ、 輸出され た特定

- 2 廃棄物等の運搬若しくは処分を行う者の事務所その他の事業所に立ち入り、 ために必要な最小限度の分量に限り当該特定有害廃棄物等を収去させることができる。 経済産業大臣及び環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、特定有害廃棄物等を輸入した者又は輸入された特定有害 帳簿、 書類その他の物件を検査させ、 関係者に質問させ、 又は検査
- 3 前二項の規定により職員が立ち入るときは、 その身分を示す証明書を携帯し、 関係者に提示しなければならない。
- 4 第一項又は第二項の規定による立入検査、 質問及び収去の権限は、 犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第十七条 次に掲げる者は、 実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなけ ればならない。

- 輸出移動 書類の交付を受けようとする者
- 輸出移動書類の再交付を受けようとする者
- 輸入移動書類の交付を受けようとする者

- 四 輸入移動書類の再交付を受けようとする者
- 五 輸入移動書類の書換えを受けようとする者

(審査請求の手続における意見の聴取)

- 第十八条 による意見の聴取を行った後にしなければならない。 より当該審査請求を却下する場合を除き、 第十四条の規定による命令についての審査請求に対する裁決は、 審査請求人に対し、 相当な期間をおいて予告をした上、 行政不服審査法 (平成二十六年法律第六十八号) 同法第十一条第二項に規定する審理員が公開 第二十四条の規定に
- 2 前 項の意見の聴取に際しては、 審査請求人及び利害関係人に対し、 当該事案について証拠を提出し、 意見を述べる機会を与えなけ ればならな
- 3 までの規定を準用する。 第一項に規定する審査請求については、 行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、 同 項の意見の聴取については、 同条第一 二項 から第五項

(経過措置)

- る範囲内において、 この法律の規定に基づき命令を制定し、 所要の経過措置 (罰則に関する経過措置を含む。 又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断され)を定めることができる。
- 2 変更された場合の経過措置その他の条約等の実施に伴い必要とされる事項については、 前項に規定するもののほか、 条約附属書Ⅰ若しくは条約附属書Ⅱに掲げる物、 条約附属書Ⅲに掲げる特性又は処分が条約の定める手続により 政令で必要な規定 (罰則 に関する経過措置を含む。 を

(権限の委任)

設けることができる。

- 第二十条 この法律に規定する経済産業大臣の権限は、 経済産業省令で定めるところにより、 経済産業局長に委任することができる。
- この法律に規定する環境大臣の権限は、 環境省令で定めるところにより、 地方環境事務所長に委任することができる。

(計則)

- 第二十一条 第十四条の規定による命令に違反した者は、 三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、 又はこれを併科する。
- 第二十二条 次の各号の一に該当する者は、 六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、 又はこれを併科する。
- 第五条第三項前段又は第九条第 |項前段の規定による届出をせず、 又は虚偽の届出をした者
- 項若しくは第三項、 第十条第一 項若しくは第三項又は第十一条の規定に違反した者
- 第六条第二項又は第十条第二項の規定に違反して、 輸出移動書類又は輸入移動書類に、 それぞれ第六条第二項に規定する事項若しくは第十

条第二項に規定する事項の記載をせず、若しくは虚偽の記載をし、 又は署名をせず、若しくは虚偽の署名をした者

四 第十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五. 第十六条第一項又は第二項の規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、 若しくは忌避し、 又はこれらの規定による質問に対して答弁をせ

ず、若しくは虚偽の答弁をした者

第二十三条 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

動書類を添付せず、若しくは虚偽の輸出移動書類若しくは虚偽の輸入移動書類を添付した者 第五条第四項、第七条、第九条第三項又は第十二条の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、 又は輸出移動書類若しくは輸入移

二 第十条第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十三条の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をした者

第二十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、 その法人又は人の業務に関し、 前三条の違反行為をしたとき

○特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律施行令(平成五年政令第二百八十二号)

は、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

内閣は、 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律 (平成四年法律第百八号) 第二条第一項、 第十条第三項第一号、 第十四条及び第十七

条の規定に基づき、この政令を制定する。

(船舶の航行に伴い生ずる廃棄物)

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律 (以下「法」という。) 第二条第一項の政令で定める船舶の航行に伴い生ずる廃棄物は

次に掲げる物とする。

液体物質等であって、 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 輸送活動、 漁ろう活動その他の船舶の通常の活動に伴い生ずる不要なもの (昭和四十五年法律第百三十六号)第三条第二号に規定する油又は同条第五号に規定する有害

二 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第三条第六号に規定する廃棄物であって、 るもの又は輸送活動、 漁ろう活動その他の船舶の通常の活動に伴い生ずるもの 船舶内にある船員その他の者の日常生活に伴い生ず

(条約以外の協定等に基づき規制を行うことが必要な物)

第二条 法第二条第一項第二号の政令で定める物は、 経済協力開発機構の回収作業が行われる廃棄物の国境を越える移動の規制に関する理事会決

定に基づき我が国が規制を行うことが必要な物として環境省令で定める物とする。

2 環境大臣は、 前項の環境省令を定めようとするときは、 経済産業大臣に協議しなければならない

(輸入特定有害廃棄物等の運搬又は処分の適正な実施の確保に係る法律の規定)

同表の中欄に掲げる法律についてそれぞれ同表の下欄に定める規定とする。 法第十条第三項第一号の政令で定める法律は、別表第一の二の項から四の項までの中欄に掲げる法律とし、 同号の政令で定める規定は、

(特定有害廃棄物等の輸出等の適正な実施の確保に係る法律の規定)

第四条 法第十四条第一項の政令で定める法律は、 別表第二の中欄に掲げる法律とし、 同項の政令で定める規定は、 同表の中欄に掲げる法律につ

(特定有害廃棄物等の輸入等の適正な実施の確保に係る法律の規定)いてそれぞれ同表の下欄に定める規定とする。

第五条 法第十四条第二項の政令で定める法律は、 別表第三の中欄に掲げる法律とし、 同項の政令で定める規定は、 同表の中欄に掲げる法律に

いてそれぞれ同表の下欄に定める規定とする。

(手数料)

第六条 法第十七条の規定により別表第四の上欄に掲げる者が納付しなければならない手数料の額は、 織を使用して行う申請をいう。 手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組 以下同じ。 による場合にあっては、 同表の下欄に定める金額)とする。 同表の中欄に定める金額(電子申請 政

別表第一 (第三条関係)

二 火薬類取締法(昭和二十五年法律第百四十九号)
第十一条第二項、
第二十条第二項又は第二十七条の二

	別		ı		1		ı	別								別		
	別 表 第 四	四	=			_		別表第三	五.	匹	Ξ		<u></u>	_		別表第二	四	
納付しなければならない者	(第六条関係)	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	高圧ガス保安法	毒物及び劇物取締法		火薬類取締法	法律	(第五条関係)	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	高圧ガス保安法	毒物及び劇物取締法		火薬類取締法	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	法律	(第四条関係)	高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)	
金 額																		
電子申請による場合における金額		第三十九条第三項又は第四十条	第三十九条	第十五条の三	ための必要な応急の措置に係る部分に限る。)	第四十五条又は第四十五条の二第一項(災害の発生を防止する	規定		第三十九条第三項又は第四十条	第三十九条	第十五条の三	ための必要な応急の措置に係る部分に限る。)	第四十五条又は第四十五条の二第一項(災害の発生を防止する	第十九条の三から第十九条の六まで	規定		に限る。)、第二十三条又は第二十五条項(高圧ガスの販売に係る貯蔵及び導管による輸送に係る部分送に係る部分に限る。)、第十五条第一項、第二十条の六第一等十一条第二項(高圧ガスの製造に係る貯蔵及び導管による輸	

	一 一 万七千五百円	輸入移動書類の書換えを受けようとする者	五.
八千三百円	九千七百円	輸入移動書類の再交付を受けようとする者	匹
一万五千三百円	一万六千七百円	輸入移動書類の交付を受けようとする者	三
八千三百円	九千七百円	輸出移動書類の再交付を受けようとする者	
円 一万六百円	一万二千円	輸出移動書類の交付を受けようとする者	_
			,

○外国為替及び外国貿易法 (昭和二十四年法律第二百二十八号)

(輸出の許可等)

第四十八条 (略)

2

3 他の国際約束を誠実に履行するため、 めに必要な範囲内で、 より貨物を輸出しようとする者に対し、 経済産業大臣は、 前二項に定める場合のほか、 政令で定めるところにより、 国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、 国際収支の均衡の維持のため、 特定の種類の若しくは特定の地域を仕向地とする貨物を輸出しようとする者又は特定の取引に 承認を受ける義務を課することができる。 外国貿易及び国民経済の健全な発展のため、 又は第十条第一項の閣議決定を実施するた 我が国が締結した条約その

(輸入の承認)

第五十二条 国際的な努力に我が国として寄与するため、 により、 輸入の承認を受ける義務を課せられることがある。 外国貿易及び国民経済の健全な発展を図るため、 又は第十条第 一項の閣議決定を実施するため、 我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行するため、 貨物を輸入しようとする者は、政令で定めるところ 国際平和 のための

○関税法 (昭和二十九年法律第六十一号) (抄)

(輸出又は輸入の許可)

第六十七条 貨物を除く。 を受けなければならない。 貨物を輸出し、又は輸入しようとする者は、 については、 課税標準となるべき数量及び価格)その他必要な事項を税関長に申告し、 政令で定めるところにより、 当該貨物の品名並びに数量及び価格 貨物につき必要な検査を経て、 (輸入貨物 (特例申告 その許可

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和四十五年法律第百三十七号)

第二条 この法律において「廃棄物」とは、ごみ、 要物であつて、 固形状又は液状のもの (放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。 粗大ごみ、 燃え殻、 汚泥、 ふん尿、 廃油、)をいう。 廃酸、 廃アルカリ、 動物の死体その他の汚物又は不

〇行政不服審査法 (平成二十六年法律第六十八号)

(抄)

いう。)は、 共同審査請求人が総代を互選しない場合において、 必要があると認めるときは、第九条第一項の規定により指名された者(以下「審理員」と

(略)

総代の互選を命ずることができる。

(審理手続を経ないでする却下裁決)

第二十四条 前条の場合において、審査請求人が同条の期間内に不備を補正しないときは、 十五条第一項又は第四十九条第一項の規定に基づき、 裁決で、 当該審査請求を却下することができる。 審査庁は、 次節に規定する審理手続を経ないで、 第四

審査請求が不適法であって補正することができないことが明らかなときも、 前項と同様とする。

(口頭意見陳述)

2

第三十一条 事情により当該意見を述べる機会を与えることが困難であると認められる場合には、この限りでない。 て「申立人」という。)に口頭で審査請求に係る事件に関する意見を述べる機会を与えなければならない。 審査請求人又は参加人の申立てがあった場合には、審理員は、当該申立てをした者(以下この条及び第四十一条第二項第二号におい ただし、当該申立人の所在その他

るものとする。 前項本文の規定による意見の陳述 (以 下 「口頭意見陳述」という。)は、 審理員が期日及び場所を指定し、 全ての審理関係人を招集してさせ

3 頭意見陳述におい て、 申立 一人は、 審理員の許可を得て、 補佐人とともに出頭することができる。

4 口 頭意見陳述において、 審理員は 申立人のする陳述が事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限すること

ができる。

5 П 頭意見陳述に際し、 申立 一人は、 審理員の許可を得て、 審査請 求に係る事件に関 処分庁等に対して、 質問を発することができる。

 \bigcirc 有害廃棄物の 国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約 (平成五年条約第七号)

前文

この条約の締約国は、

対する脅威の増大に留意し

有害廃棄物及び 他の廃棄物並びにこれらの廃棄物の国境を越える移動によって引き起こされる人の健康及び環境に対する損害の危険性を認識し

有害廃棄物及び他の廃棄物 0 発生 一の増 加 及び 層の複雑化並びにこれらの 廃棄物 の国境を越える移動によってもたらされる人の健康及び環境に

これらの廃棄物によってもたらされる危険か 5 人の健康及び環境を保護する最も効果的な方法は、 これらの廃棄物の発生を量及び有害性 0) 面 か

諸国が、 処分の場所のいかんを問わず、 有害廃棄物及び他の 廃棄物 の処理 (国境を越える移動及び処分を含む。) を人の健康及び環境の保護に

適合させるために必要な措置をとるべきであることを確信

最小限度とすることであることに留意し、

ることを確保すべきであることに留意し、 諸国が、 処分の場所のいかんを問わず、 発生者が有害廃棄物 及び 他 1の廃棄: 物の 運搬及び 処分に関する義務を環境の 保護に適合する方法で履行す

いずれ 有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分を他の国特に開 の国も、 自国の領域において外国の有害廃棄物及び 他 発途上国において行うことを禁止したいとの願望が増大していることを認め の廃棄物の搬入又は処分を禁止する主権的権利を有することを十分に認め

有害廃棄物及び他の廃棄物は、 環境上適正かつ効率的な処理と両 立する限り、 これらの廃棄物の発生した国において処分されるべきであること

を確信し、

下で行われる場合に限り許可されるべきであることを認識し これらの廃棄物の発生した国から他の国 の国境を越える移動 は、 人の健康及び環境を害することのない条件並びにこの条約の規定に従う条件

有害廃棄物及び他の廃棄物の 国境を越える移動の規制を強化することが、 これらの廃棄物を環境上適正に処理し、 及びその国境を越える移動 0

量を削減するための誘因となることを考慮し、 諸国が有害廃棄物及び他の廃棄物の国境を越える移動に関する適当な情報交換及び規制を行うための措置をとるべきであることを確信

- 19 -

種 々の国際的及び地域的な協定が危険物の通 過に関する環境の保護及び保全の問題を取り扱っていることに留意し、

定十四-会の勧告(千九百五十七年に作成され、 文書及び規則並びに他の国際的及び地域的な機関において行われた活動及び研究を考慮し、 |際連合人間環境会議の宣言 ―三十により採択した有害廃棄物の環境上適正 (千九百七十) その後二年ごとに修正されている。)、国際連合及びその関連機関において採択された関連する勧告、 一年ストックホル な処理のため 5 のカイロ・ガイドライン及び原則、 国際連合環境計画 $\widehat{\mathbf{U}}$ N E P 管理理事会が千九百八十七年六月十七 危険 物の運搬に関する国際連合専門家委員 日 の決 宣

第三十七回国際連合総会 原則、 目的及び機能に留意し、 (千九百八十二年)において人間環境の保護及び自然資源の保全に関する倫理的規範として採択された世界自 然憲章の

この条約又はこの条約の議定書の規定に対する重大な違反があった場合には、 諸国が、 人の健康の保護並びに環境の保護及び保全に関する国際的義務の履行に責任を有し、 条約に関する関連国際法が適用されることを認め 並びに国際法に従って責任を負うこと

有害廃棄物及び他の廃棄物の発生を最小限度とするため、 環境上適正な廃棄物低減技術、 再生利用の方法並びに良好な管理及び処理 0 体 制 0 開

発及び実施を引き続き行うことの必要性を認識 有害廃棄物及び他の廃棄物の国境を越える移動を厳重に規制することの必要性について国際的な関心が高まっていること並びに可能な限りその

有害廃棄物及び他の廃棄物の国境を越える不法な取引の問題について懸念し、ような移動を最小限度とすることの必要性を認識し、

有害廃棄物及び他の廃棄物を処理する開発途上国の能力に限界があることを考慮し、

現地で発生する有害廃棄物及び他の廃棄物の 十六の精神に従い、 適正 な処理のため、 カイロ・ガイドライン及び環境保護に関する技術の 移転 の促進に関するUNE

管理理事会の決定十四 有害廃棄物及び他の廃棄物が、 関連する国際条約及び国際的な勧告に従って運搬されるべきであることを認め、 特に開発途上国に対する技術移転を促進することの必要性を認

有害廃棄物及び他の廃棄物の国境を越える移動は、 これらの廃棄物の運搬及び最終的な処分が環境上適正である場合に限り許可されるべきであ

ることを確信し、

次 有害廃棄物及び他の廃棄物の発生及び処理から生ずることがある悪影響から人の健康及び環境を厳 のとおり協定した。 重な規制によって保護することを決意して、

第一条 条約の適用範囲

- 0 条約の 適用上、 次 0 廃棄物であって国境を越える移動 の対象となるものは、 有害廃 棄物」
- (a) 附属書Ⅰに掲げるいずれかの分類に属する廃棄物 (附属書Ⅲに掲げるいずれの特性も有しないものを除く。

- (b) 廃 (a)に規定する廃棄物には該当しな が、 輸 出 国 輸 入 国 又は 通 過国である締 約国の 国内法令により 有害であると定義され又は認められてい
- 2 この 条約の適用 Ę 附 属書Ⅱに掲げるいず n カ 0 分類に属する廃棄物であって国境を越える移動の対象となるもの は、 他 0) 廃棄物」
- 3 放 射能を有することにより、 特に放射性物質について適用される国際文書による規制を含む他の国際的 な規制の 制度の対象となる廃棄物は
- 4 舶 の通常の 運 航から生ずる廃棄物であってその排出について他の国際文書の適用があるものは、 この条約の適用 範囲 から除外する。

第二条 定義

この条約の適用範囲から除外する。

この条約の適用上、

- 1 廃棄物」 とは、 処分がされ、 処分が意図され又は国内法の規定により処分が義務付けられている物質又は物体をいう。
- 2 処理」 とは、 有害廃棄物又は他の廃棄物の 収 集 運搬及び処分をい 処分場所の事後の管理を含む。
- 3 あ しくはいずれの る地域から、 国境を越える移動」とは、 他 国 この管轄の下にもない地域を通過して、 の国の管轄の下にある地域へ若しくは他の 有害廃棄物又は他の廃棄物が、 移動することをいう。 玉 その移動に少なくとも二以上の国が関係する場合におい の管轄の下にある地域を通過して、 又はいずれの国の管轄 て、 0 下にもない 0) 国の管轄 地域 和の下に 若
- 4 「処分」とは、附属書Ⅳに掲げる作業をいう。
- 5 が 認められ又は許可されている場所又は施設をいう。 承認された場所又は施設」とは、 場所又は施設が存在する国 の関係当 一局により、 有害廃棄物又は他の廃 発棄物の 処 分のの ための作業を行うこと
- 6 動に関する通告及びこれに関係するすべての情報を受領し並びに当該通告に対し回答する責任を有する一の政府当局として締約国によって指 されたものをいう。 権限のある当局」とは、 締約国が適当と認める地理的区 域内におい て、 第六条の規定に従 って有害廃棄物又は 他の 廃 棄物の国境を越える移
- 「中央連絡先」とは、 第十三条及び第十六条に規定する情報を受領し及び提供する責任を有する第五条に規定する締約国 『の機関
- 8 な方法でこれらの廃棄物が処理されることを確保するために実行可能なあらゆる措置をとることをいう。 有害廃棄物又は他の廃棄物の環境上適正な処理」 とは、 有害廃棄物又は他の廃棄物から生ずる悪影響 か ら人の 健康及び環境を保護するよう
- 9 域 又は空間をい の国の管轄の 下にある地域」 とは、 人の 健康又は環境 の保護に関し、 国際法に従って一 0) 国が行政上及び 規制上 の責任を遂行する陸地
- 10 輸出国」 とは、 有害廃棄物又は他の廃棄物の自国から の国境を越える移動が計画され又は開始されている締約国をいう。

- 11 物 又は他の 輸入国」 の廃棄物 とは、 の自国 自国における処分を目的として又は \mathcal{O} 国境を越える移動 :が計画され又は行われている締約国をいう。 1 ず 'n の国 の管轄の下にもない 地 域に お ける処分に先立 0 積込みを目的として、 有 害廃
- 12 いるものをいう。 通過国 とは、 輸出国又は輸入国以外の 国であって、 自国を通過する有害廃棄物又は 他 の廃棄物の 玉 境を越える移動が計画され又は行わ れ
- 13 関係国」 とは、 締約国である輸出国又は 輸 入国及び締約国 であるかないかを問わず 通 過国 を
- 14 「者」とは、自然人又は法人をいう。
- 15 輸出者」 とは、 有害廃棄物又は他の廃棄物 の輸出を行う者であって輸出国 の管轄の 下 に あるものをいう。
- 16 輸入者」 とは、 有害廃棄物又は他 の廃棄物の輸入を行う者であって輸入国 の管轄の 下に あるものをいう。
- 17 「運搬者」とは、有害廃棄物又は他の廃棄物の運搬を行う者をいう。
- 18 発生者」 とは、 その活動が有害廃棄物又は他の廃棄物を発生させる者をい V. その 者が 不明であるときは、 当該有害廃棄物又は 他 0
- 19 を保有し又は支配している者をいう。 「処分者」とは、 有害廃棄物又は他の廃棄物がその者に対し運搬される者であって当該有害廃棄物又は他の廃棄物 この処分を行うものをいう。

限 の委譲を受け、 一政治統合又は経済統合のための機関」 かつ、 その内部手続に従ってこの条約の署名、 とは、 主権国家によって構成される機関であって、 批准、 受諾、 承認若しくは 正式確認又はこれ この条約が規律する事項に関しその加盟国 へ の 加入の 正当な委任を受けたも]から権

20

をいう。

21 「不法取引」 とは、 第九条に規定する有害廃棄物又は 他の 廃棄物の 国境 を越える移 動

をいう。

- 第三条 有害廃棄物に関する国内の定義
- 1 報する。 より有害であると認められ又は定義されている廃棄物を通報 締 約国は、 この条約の締約国となった日から六箇月以 か内に、 Ļ 条約の事務局に対 カゝ つ、 その廃棄物について適用する国境を越える移動の手続に関する要件を通 Ĺ 附属書Ⅰ 及び附属書Ⅱに掲げる廃棄物以外に自 国の法令に
- 2 締 約国は、 更に、 1 の規定に従って提供した情報に関する重要な変更を事務局に通報する。
- 3 事 ・務局は、 1及び2の規定に従って受領し た情報を直ちにすべての締約国に通報する。
- 4 締 約国は、 3 0) 規定に従い 事務局によって送付された情報を自 国の 輸出 習に対 利 用 可 能にする責任を有する

第四条 一般的義務

1 (a) 有害廃棄物又は他の廃棄物の処分のための輸入を禁止する権利を行使する締約国は、 第十三条の規定に従ってその決定を他の締約国 [に通

する。

- (b) 他 の廃棄物の 締 約国は、 輸出を許可せず、 (a) の規定に従って通報を受けた場合には、 又は禁止する。 有害廃棄物及び 他の 廃棄物の輸 入を禁止 してい る締約国に対する当該有害廃棄物及び
- (c) より同意しないときは、 締約国は、 輸入国が有害廃棄物及び他の廃棄物 その輸入の同意のない 廃棄物の輸出を許可せず、 の輸入を禁止 してい ない場合において当該輸 又は禁止する。 入国がこ れら の廃棄物 の特定の輸入につき書面
- 2 締約国は、次の目的のため、適当な措置をとる。
- (a) 社会的、 技術的及び経済的側面を考慮して、 国内における有害廃棄物及び他の廃棄物の発生を最小限度とすることを確保する。
- (b) ようにすることを確保する。 有害廃棄物及び他の廃棄物 この環境上適正な処理のため、 処 分の場所のい かんを問 わず、 可 能 な限り 国 内にある適当な処分施設が 利用できる
- (c) 並びに汚染が生じた場合には、 国内において有害廃棄物又は 他 人の健康及び環境についてその影響を最小のものにとどめるために必要な措置をとることを確保する の廃棄物の処理に関与する者が、 その処理 から生ずる有害廃棄物及び他 の廃棄物による汚染を防止するため
- (d) 並びに当該移動から生ずる悪影響から人の健康及び環境を保護するような方法で行われることを確保する。 有害廃棄物及び他の廃棄物の国境を越える移動が、これらの廃棄物の環境上適正かつ効率的な処理に適合するような方法で最小限度とされ
- (e) 会合において決定される基準に従う環境上適正な方法で処理されないと信ずるに足りる理由がある場合には、 輸出は、 締約国特に開発途上国である国又は国家群 これらの国若しくは国家群が国内法令によりこれらの廃棄物のすべての輸入を禁止した場合又はこれらの廃棄物が (経済統合又は政治統合のための機関に加盟しているもの) に対する有害廃棄物又は 許可しない。 締約 他の 玉 0 第 棄 口 物
- (f) !属書VAに従って関係国に提供されることを義務付ける。 計画された有害廃棄物及び他の廃棄物の国境を越える移動が人の健康及び環境に及ぼす影響を明らかにするため、 当該移動に関する情 報
- (g) を防止する。 有害廃棄物及び他 の廃棄物が環境上適正な方法で処理されないと信ずるに足りる理由がある場合には、 当該有害廃棄物 及び他の 廃棄物 0) 輸
- (h) 動 に関する情報の提供その他の活動につい 有害廃棄物及び他の廃棄物の環境上適正な処理を改善し て、 直接及び事務局を通じ、 及び不法取引の防止 他 !の締: 約国 を達成するため、 一 及 び 関係機関と協力する 有害廃棄物及び 他 0 廃 棄物 0 玉 境 を越える移
- 3 締約国は、有害廃棄物又は他の廃棄物の不法取引を犯罪性のあるものと認める。
- 4 政 上 の措置その他の措置をとる 玉 は この 条約 の規定を実施するため、 この条約の規定に違反する行為を防止し及び処罰するため 0) 措置を含む適当な法律上 一の措

行

- 5 締 約国 は、 有害廃棄物又は他の廃棄物を非締 約国 へ輸出し又は非締約国から輸入することを許可し
- 6 締 約国 は 国境 /を越える移動の対象となるかならないかを問 わず、 南緯六十度以南の 地域における処分のための有害廃棄物又は他 の廃 棄物 0
- 7 締約国は、更に、次のことを行う。

輸出

を許可しないことに合意する。

- (a) 有害廃棄物又は他の廃棄物の運搬又は処分を行うことが認められ又は許可されている者を除くほか、 その管轄の下にあるすべての者に対し
- 、当該運搬又は処分を行うことを禁止すること。
- (b) れることを義務付けること。 る国際的規則及び基準に従ってこん包され、 国境を越える移動の対象となる有害廃棄物及び他の廃棄物が、 表示され及び運搬されること並びに国際的 こん包、 表示及び運搬の分野において一 に認められてい 般的に受け入れられ る関連する慣行に妥当な考慮が払わ かつ認められて
- (c) 有害廃棄物及び他の廃棄物には、 国境を越える移動が開始される地点から処分の地点まで移動書類が伴うことを義務付けること。
- 8 この条約の対象となる廃棄物の環境上適正な処理のための技術上の指針は、 締約国は、 輸出されることとなる有害廃棄物又は他の廃棄物が輸入国又は他の場所において環境上適正な方法で処理されることを義務付ける。 締約国の第一回会合において決定する。
- 9 が割は、 有害廃棄物及び他の廃棄物の国境を越える移動が次のいずれかの場合に限り許可されることを確保するため、 適当な措置をとる。
- (a) い場合 輸出国が :当該廃棄物を環境上適正かつ効率的な方法で処分するための技術上の能力及び必要な施設、 処分能力又は適当な処分場所を有しな
- (b) 当該廃棄物が輸入国において再生利用産業又は回収産業のための原材料として必要とされている場合
- (c) 当該国境を越える移動が締約国全体として決定する他の基準に従って行われる場合。 ただし、 当該基準がこの条約の目的に合致することを
- 10 義務付ける義務は、 有害廃棄物及び他の廃棄物を発生させた国がこの条約の下において負う当該有害廃棄物及び他の廃棄物を環境上適正な方法で処理することを いかなる状況においても、 輸入国又は通過国へ移転しては ならない。
- 11 を課することを妨げるものではない。 この条約のいかなる規定も、 締約国が 人の 健康及び環境を一層保護するためこの条約の規定に適合し か つ国際法の 諸 規 則に従う追 加 的 にな義務
- 12 が この条約のいかなる規定も、 行使することに何ら影響を及ぼすものではない。 権利及び管轄権並びに国際法に定められ及び関連する国際文書に反映されている航 国際法に従って確立している領海に対する国の 主権、 国際法に従い排他的経済水域及び大陸棚において国が有す 行上の権利及び自由をすべての国の船舶及び航空機

締 約国 は 他 0 玉 特に開 発途上 玉 に 対 八して輸 出 される有害廃 棄物 及び他の 廃 棄物の 量及び 汚染力を減少させる可 能性 に ついて定期的 に検 討

第 五. 限 のある当局及び中央連絡 先 0 指 13

る

約 玉 は、 この 条約の実施を円滑にするため、 次のことを行う。

- 1 当 局 又は二以上の権限 を指定すること。 のある当局及び 一の中央連絡先を指定し又は設置すること。 通過国の場合において通告を受領するため、 0) のある
- 2 自 .国についてこの条約が効力を生じた日から三箇月以内に、 中 央連絡先及び権限のある当 局として V ず れ の機関を指定したかを事務局に対
- 3 2の規定に従い行った指定に関する変更をその 決定の 日 か ら 一 筃 |月以 の内に事 務局に 対 L 通 報すること。

第六条 締 約 国間 0) 国境を越える移動 通

報すること。

- 1 に対し通告し又は発生者若しくは輸出者に通告させる。 情報を含む。 輸 出 国は、 書面により、 各関係国に対し送付する通告は、 その権限のある当局の経路を通じ、 通の みで足りる。 その通告は、 有害廃棄物又は 輸入国の受け入れ可能な言語により記載された附属書V 他 の廃棄物の国 境を越える移動 の計画 を 関 係国の権限のある当局 Aに掲げる申告及
- 2 求する旨を回答する。 輸 入国は、 通告をした者に対し、 輸入国の最終的な回答の写しは、 書面により、 移動につき条件付若しくは無条件で同意し、 締約国である関係国 の権限のある当局に送付する。 移 動に関する許可を拒否し 又は追加的 な情 報 を
- 3 輸 出国は、 次の事項を書面により確認するまでは、 発生者又は輸出者が国境 を越える移動を開始することを許可 してはならない
- 通告をした者が輸入国の 書面による同意を得ていること。
- (b) (a) ていること。 通告をした者が、 廃棄物について環境上適正な処理がされることを明記する輸出者と処分者との間 の契約の存在につき、 輸 入国 から確 認
- す け 有害廃棄物又は他の廃棄物の 動 国 につき条件付若しくは無条件で同意し、 Iの書 いことを決定し、 約国である通過国 事前の同意を義務付けない場合において通過国が通告を受領した日から六十日以内に輸出国が当該通過国の回答を受領しないときは、 面による同意を得るまでは、 又は は、 事 通告をした者に対し通告の受領を速やかに確認する。 前の同 通過のための 意に係る要件を変更する場合には、 国境を越える移動を開始することを許可してはならない。 国境を越える移動に関 移動に関する許可を拒否し又は追加的 Ļ 書面による事前 当該 締 約 当該通 玉 な情報を要求する旨を書面により回答する。 は 0) 過国は、 同意を一 第十三条の規定に従い 般的に若しくは特定の条件の 更に、 ただし、 通告をした者に対 V かなる時点においても、 他 \mathcal{O} 締約国に直ちにその旨を通 六十日 下にお 輸出国 締 は 以内に、 て義務付 約 国 が、 移 通

該輸出国は、当該通過国を通過して輸出を行うことを許可することができる。

- 5 定 の国によってのみ有害であると法的に定義され又は認められている廃棄物の国境を越える移動の場合にお
- (a) 輸出国によってのみ定義され又は認められているときは、 輸入者又は処分者及び輸入国について適用する9 の規定は、 必要な変更を加えて
- 、それぞれ輸出者及び輸出国について適用する。
- (b) する1、 輸入国によってのみ又は輸入国及び締約国である通過国によってのみ定義され又は認められているときは、 3 4及び6の規定は、 必要な変更を加えて、 それぞれ輸入者又は処分者及び輸入国について適用する。 輸出 者及び輸出 国につい て適
- (c) 締約国である通過国によってのみ定義され又は認められているときは、 4の規定を当 該 通過国について適用する。
- して、 輸出国は、 並びに通過のときは通過国 同一の物理的及び化学的特性を有する有害廃棄物又は他の廃棄物が、 一の同 の入国税関及び出国税関を経由して、 同 0) 輸出国の 処分者に 同 定 の出国税関及び輸入国 期的に運 搬される場合には 0 同 関 0 入国 係国 [税関を経 0 書 面 によ
- 7 る同意を条件として、 関係国は、 運搬される有害廃棄物又は他の廃棄物に関する一定の情報 発生者又は輸出者が包括的な通告を行うことを許可することが (正確な量、 定期的に作成する一 できる。 覧表等) が 提供されることを条件とし
- 6に規定する包括的な通告を行うことにつき書面により同意することができる。
- 8 適用することができる 6 及び7に規定する包括的な通告及び書面による同意は、 最長十二箇月の期間における有害廃 棄物又は 他 の廃棄物 0 回以 上 0 運 搬につい 7
- 9 は 際に移動書類に署名することを義務付ける。 他 締 に の廃棄物を受領したことを通報し及び通告に明記する処分が完了したことを相当な期間内に通報することを義務付ける。 約国は、 おいて受領されない場合には、 有害廃棄物又は他の廃棄物の国境を越える移動に責任を有するそれぞれの者が当該有害廃棄物又は他の 輸出国の権限のある当局又は輸出者は、 締約国は、 また、 処分者が、 輸出者及び輸出 その旨を輸入国に通報する。 国 の権限の ある当局 0 双方に対 院棄物 Ĺ の引渡し又は受領 これらの通 当該有害廃 · 報が 棄物又
- 10 この 条の規定により義務付けられる通告及び回答は、 関係締約国の 権限のある当局又は 非締約国の 適当と認める政府当局に送付する。
- 11 証 によって担保する。 有 害廃棄物又は他 0 廃棄物の 国境を越えるいかなる移動も、 輸 入国又は締約国 である通 過 国が義務付けることのある保険 供託金その他 .の保

第七条 締約国から非締約国を通過して行われる国境を越える移動

前条 1 0 規定は、 必要な変更を加えて、 締約 国 カ ら非締約国 を通過して行われる有害廃棄物又は 他の 廃棄物 0 国境を越える移動について適用

る。

第八条 再輸入の義務

玉 に当 了することができない場合において、 物又は この 0 該 返還に反対し、及びその .有害廃棄物又は他の廃棄物が環境上適正な方法で処分されるための代替措置をとることができないときは、 条約の規定に従うことを条件として関係国 他の廃棄物を輸出国内に引き取ることを確保する。 返還を妨害し又は防止してはならない 輸入国が輸出国及び事務局に対してその旨 [の同意が得られている有害廃棄物又は他の廃 このため、 輸出国及び締約国である通過国は、 を通報し た時 から 棄 物 九十日以内に又は関係国が合意する他の の国境を越える移動 当該有害廃棄物又は他の廃棄物の輸出 輸出国 が、 は 契約の条件に従って完 輸出者が当該 期間 害廃

第九条 不法取引

- 1 0 条約の適用上、次のい ず れ かに該当する有害廃棄物又は 他の廃棄物の国境 を越える移 動 は 不法取引とする。
- (e) (d) (c) (b) (a) この条約の規定に従う通告がすべての関係国に対して行わ れ 7 1 ない 移 動
 - 関係国からこの条約の 規定に従う同意が得られていない移動
 - 関係国の同意が偽造 虚偽の表示又は詐欺に より得られてい る移 動
 - 書類と重要な事項において不一致がある移 動
- 法取引が通報された時から三十日以内又は関係国が合意する他の期間内に、 有害廃棄物又は他の廃棄物の国境を越える移動が輸出者又は発生者の この条約の規定及び国際法の一般原則に違反して有害廃棄物又は他の廃棄物を故意に処分すること(例えば、 行為の結果として不法取引となる場合には、 当該有害廃棄物又は他の廃棄物に関し次のことを確保する。 投棄すること。 輸出国は、 輸出国に当該)となる移 動
- (a) 輸出者若しくは発生者若しくは必要な場合には輸出国 目が自国 に引き取ること又はこれ が実際的でないときは
- (b) この条約の規定に従って処分されること。
- ため、 関係締 約国は、 当該有害廃棄物又は他の廃棄物 0 輸出 玉 の返還に反対し、 及びその返還を妨害し又は防 止 してはならない。
- 3 又は他の廃棄物を環境上適正な方法で処分することを確保する。 適正な方法で処分することについて協力する。 「入国が知るに至った時から三十日以内又は関係国が合意する他」 有害廃棄物又は他の廃棄物の国境を越える移動が輸入者又は処分者の行為の結果として不法取引となる場合には、 このため、 の期間内に、 関係締約国は、 輸入者若しくは処分者又は必要なときは輸入国が当該有害廃棄物 必要に応じ、 当該有害廃棄物又は他の廃棄物を環境 輸入国は、 当該不法取 引を
- は 他 不 上 の締約国は、 法取引の責任を輸出者若しくは発生者又は輸入者若しくは処分者のいずれにも帰することができない場合には、 適 正な方法で処分することを確保する。 協力して、 輸出国: [若しくは輸入国又は適当 なときは他の場 所において、 できる限り速やかに当該有害廃 関 孫締約国又は適当なとき 棄物又は他 0 廃棄物を
- 5 締 約国 は、 不法取引を防止し及び処罰するため、 適当な国内法令を制定する。 締約国 は、 この条の目的を達成するため、 協力する。

第十条 国際協力

- 1 締 約国 は、 有害 廃棄物及び 他の 廃棄物の 環境 Ŀ 適正な処理を改 善し 及び 達成するため 相 互に協 力する
- 2 締約国は、この目的のため、次のことを行う。
- (a) な処理のため 要請に応じ、二国間であるか多数国間であるかを問わず、 の技術上の基準及び実施方法の調整を含む。 有害廃棄物及び を促進するため、 他 の廃棄物 情報を利用できるようにすること 0 環境上流 適正な処理 (有害廃 棄物及び他の 0 適
- (c) (b) 有害廃棄物の 処理が人の 健康及び環境に及ぼす影響を監視することについて協力する
- 的 新たな環境上適正 有害廃棄物及び他の廃棄物の発生を実行可能な限り除去するため、 かつ効率的な方法 な廃棄物低減技術の開発及び実施並びに既存の技術の改善につき、 (新たな又は改善された技術の採用が経済上、 社会上及び環境上及ぼす影響についての研究を含む。 並びに有害廃棄物及び他の廃棄物の環境上適正な処理を確保する一 自国の法令及び政策に従って協力すること。 を確立するため 層効
- (d) こと。また、 有害廃棄物及び他の廃棄物の環境上適正な処理に関係する技術及び処理方式の移転につき、 締約国、 特にこの分野において技術援助を必要とし及び要請する締約国の技術上の能力の開発について協力すること。 自国の法令及び政策に 従って積極的 力する
- ⑥ 適当な技術上の指針又は実施基準の開発について協力すること。
- 3 締 約国は、 第四条2の(a)から(d) までの規定の実施について開発途上国を援助するため、 適当な協力のための手段を用 1
- 促進するため、締約国と関係国際機関との間の協力が奨励される。

4

開発途上国の必要を考慮して、

公衆の

意識の

向

上

有害廃棄物及び他の

廃棄物の適正な処

理

の発展並びに新たな廃棄物低減技術の

採用

第十一条 二国間の、多数国間の及び地域的な協定

- 1 び 他 国 の廃棄物の環境上適正な処理を害するものであってはならない。 間の又は地域的 匹 定以上に環境上適正な規定を定めるものとする。 条5の規定にかかわらず、 な協定又は取決めを締結することができる。 締 約国 は、 締 約国又は非締約国 ただし、 との間で有害廃棄物又は他 当該協定又は取決めは、 当該協定又は取決め の廃棄物の は、 特に開発途 この条約により義務付けられる有害廃 玉 上国の 境を越える移動に関するこ 利益を考慮して、 間 棄物 0) 定 多 及
- 2 締 約国 を事務局に通告する。 決めであって、 は、 正な処理と両立する限 1に規定する協定又は取決め及びこの条約が自国に対し効力を生ずるに先立ち締結 これらの協定又は取決めの この条約 これらの 0 いかなる規定 協定又は取決めに従って行われる国境を越える移動に影響を及ぼすものでは 締約国間での ŧ これ いらの協 み行われる有害廃棄物及び 定又は取 決めがこの 他の廃 条約により 棄 物の した一 義務 玉 行け 境を越える移 国 間 られる有害廃 0 多 数国 動 を規制 間 棄物及び 0 又は地域的 する目的 0

第十二条 損害賠償責任に関する協議

締約国は、 有害廃棄物及び他の廃棄物の国境を越える移動及び 処分から生ずる損害に対する責任及び賠 償 0 分野において適当な規則及び手続を

定め る議定書をできる限り速やかに 採択するため、 協力する

情報の送付

- 1 れがある事故が発生した場合において、 約国は、有害廃棄物又は他の廃棄物の国境を越える移動又はその処分が行われている間に、 その事故を知るに至ったときはいつでも、 当該他の国が速やかに通報を受けることを確保する。 他の国の 人の健康及び環境に危害を及ぼすおそ
- 2 が 国は、 相互に、 事務局を通じ、 次の通報を行う。
- (a) 権限のある当局又は中央連絡先の指定の変更に関する第五 条の規定による通
- (b) 有害廃棄物の国内の定義の変更に関する第三条の規定による通報
- また、 できる限り速やかに、 次の事項を通報する。
- (e) (d) (c) 自国の管轄の下にある地域における有害廃棄物又は 他の 廃棄物の処分を目的とする輸入につき全面的又は部分的 : に 同: 意しない

決定

4 の規定に従って送付の義務 を負うその他 0 情報

有害廃棄物又は他の廃棄物の輸出を制限し又は禁止する旨の決定

約国は、 自国の法令に従い、 事務局を通じ、 第十五条の 規定により設置する締約国会議に対 Ļ 各暦年の終わりまでに、 次の情報を含む

暦 年に関する報告を送付する。

- (b) (a) 第五条の規定に従い締約国によって指定された権限のある当局及び中央連絡 先
- 締約国が関係する有害廃棄物又は他の廃 棄物 の国境を越える移動に関する次の事項を含む情!
- 輸出された有害廃棄物及び他 の廃棄物の 量、 分類、 特性、 目的地及び通 過国並びに 通告に対する回答に記載され た処分の方法
- 輸入された有害廃棄物及び他の廃棄物の 量 分類 特 **%性、** 発生地及び処分の方法
- 予定されたとおりに行われなかった処分
- (iv)(iii)(ii)(i)国境を越える移動の対象となる有害廃棄物及び他の 廃棄 物 \mathcal{O} 量の 削 滅を達成するための努力
- この条約の実施のために締約国がとった措置に関する情
- (d) (c) する情報 有害廃棄物又 は 他の 発棄 物 0 発生 運搬及び 0処分が 人 0 健 康 及び環境に及ぼす影 響に つ 11 7 締約国 が 作 成 した提 供 可 能 カ 0 適切 な統 関
- 条の規定に従 て 締結 したた 三間 0 多 数国 間 \mathcal{O} 及び 地域的な協定及び取決 め に関 する情報
- (f) (e) 有害廃棄物及び他の廃棄物の国境を越える移動及び処分が行われている間に発生した事故並びにその事故を処理するためにとられた措置に

する情報

- (i) (h) (g) 管轄の下にある地域において用いられた処分の方法に関する情報
 - 有害廃棄物及び他の廃棄物の発生を削減し又は無くすための技術の開発のためにとられた措置に関する情
- 締約国会議が適当と認めるその他の 事項
- 合には、 特定の有害廃棄物又は他の 締約国は、 自国の法令に従 廃棄物の国境を越える移動により自国の環境が影響を受けるおそれがあると認めるいず 当該移動に関する通告及びその通告に対する回答の写しを事務局に対し送付することを確保する。 ĥ かの締約国が要請

第十四条 財 政的 傾面

- 1 とすることに関する訓練及び技術移転のための地域又は小地域のセンターが設立されるべきであることに同意する。 する資金調達のための適当な仕組みを確立することについて決定を行う。 締 約国は、各地域及び各小地域 の特別の必要に応じ、 有害廃棄物及び他の廃棄物を処理し並びに有害廃棄物及び他の廃棄物の発生を最小限度 締約国は、 任意の性質を有
- 2 締約国は、 有害廃棄物及び他の廃棄物の国境を越える移動により又は有害廃棄物及び他の廃棄物の処分中に発生する事故による損害を最小の

緊急事態における暫定的な援助を行うための回転基金の設立を検討する。

第十五条 締約国会議

ものにとどめるため、

- 1 後は、 この条約により締約国会議を設置する。 締約国会議の通常会合は、 第一回会合において決定する一定の間隔で開催する。 締約国会議の第一回会合は、 UNEP事務局長がこの条約の効力発生の後一年以内に招集する。 その
- 2 締約国に通報した後六箇月以内に締約国の少なくとも三分の一がその要請を支持するときに開催する。 締約国会議の特別会合は、 締約国会議が必要と認めるとき又はいずれかの締 約国から書面による要請の ある場合におい て事務局がその要請
- 3 |政規則をコ 締約国会議は、 ンセンサス方式により合意し及び採択する。 締約国会議及び締約国会議が設置する補助機関の手続規則並びに特にこの条約に基づく締約国の財政的な参加について定める
- 4 を検討する。 締約国は、 その第一回会合において、 この条約の規定の範囲内で海洋環境の保護及び保全に関する責任を果たす上で役立つ必要な追加的措
- 5 締約国会議は、 この条約の効果的な実施について絶えず検討し及び評価し、 更に、 次のことを行う。
- (a) 有害廃棄物及び他の廃棄物による人の健康及び環境に対する害を最小のものにとどめるための適当な政策、 戦 、略及び措置の調整を促進する
- (b) 必要に応じ、 利用可能な科学、 技術、 経済及び環境に関する情報を特に考慮して、この条約及びその附属書の改正を検討し及び採択するこ

- (c) この条約の実施並びに第十一条に規定する協定及び 行動を検討し及びとること。 菆 決め 0 実施から得られる経験に照らして、 この条約の目的 0 達 成 のために必要な追加
- (d) 必要に応じ、 議定書を検討し及び採択すること。
- (e) この条約の実施に必要と認められる補助機関を設置すること。
- ない。 分の一以上が反対しない限り、 は 適用を受ける。 他の廃棄物に関連のある分野において認めら 玉 .際連合及びその専門機関並びにこの条約の締約国でない国は、)であって、 締約国会議の会合にオブザーバーを出席させることを希望する旨事務局に通報したものは、 オブザーバーを出席させることを認められる。 れた団体又は機関 (国内若しくは国際の又は政府若しくは非政府のもの 締約国会議の会合にオブザーバ オブザーバー 0) 出席及び参加 ーを出席させることができる。 は、 当該会合に出席する締約国 締約国会議が採択する手続規則 のいずれであるかを問 棄物又 の 三
- 禁止措置の採用について検討を行う。 る場合には、 締約国会議は、この条約の効力発生の三年後に及びその後は少なくとも六年ごとに、 最新の科学、 環境、 技術及び経済に関する情報に照らして有害廃棄物及び他の廃棄物の この条約の有効性について評価を行い、 国境を越える移動の完全な又は部 並びに必要と認

第十六条 事務局

務局は、次の任務を遂行する。

1

- (b) (a) 前条及び次条に規定する会合を準備し及びその会合のための役務を提供すること。
- 並びに適当な場合には関連する政府間機関及び非政府機関により提供される情報に基づく報告書を作成し及び送付すること。 第三条、 第四条、 第六条、 第十一条及び第十三 一条の規定により受領した情 報 前条の規定により設置される補助 機関の会合から得ら
- この条約に基づく任務を遂行するために行った活動に関する報告書を作成し及びその報告書を締約国会議に提出すること。
- 第五条の規定に従い締約国が指定した中央連絡先及び 他の関係国際団体との必要な調整を行うこと。 特に、 権限のある当局との間の連絡を行うこと。 その任務の効果的な遂行のために必要な事 務的な及び契約上の取決めを行うこと。
- (f) (e) (d) (c) 国内の有害廃棄物及び 他の 廃 棄物の処分の ために利用可 能な締約国の認められた場 所及び施設に関する情報を収集し及びその情報を締約国
- (g) に送付すること。 要請に応じ、 締 約国 援助するため、 次の 情報 を締 約国 から受領 締 約国に伝達すること。
- 技術援助及び訓練の提供元

助言及び専門的知識の提供元

資源の利用可能性

前記の援助は、次のような分野を対象とする。

この条約の通告制度の運用

有害廃棄物及び他の廃棄物の処理

有害廃棄物及び他の廃棄物に関する環境上 適正な技術 (例えば、 廃棄物低減技術及び廃棄物無発生化技術

処分能力及び処分場所の評価

有害廃棄物及び他の廃棄物の監視

緊急事態への対応

(h) るコンサルタント又はコンサルタント会社に関する情報を当該締約国に提供すること。 めに予定されている処分施設が環境上適正であることを審査することにつき当該締約国を援助することができ、 を越える移動に関する通告、 締約国が、有害廃棄物又は他の廃棄物が環境上適正な方法で処理されないと信ずるに足りる理由がある場合において要請するときは、 当該有害廃棄物若しくは他の廃棄物の運搬が通告に従っていること又は当該有害廃棄物若しくは他の廃棄物 このような審査の費用は、 かつ、 事務局が負担するものでは 必要な技術能力を有す 国境 のた

(j) (i) (k) 締約国会議が決定するところに従い、この条約の目的に関係する他の任務を遂行すること。 緊急事態が発生した国に対し迅速な援助を行うため、 不法取引の事実を確認するため要請に応じ締約国を援助し及び不法取引に関して入手した情報を関係締約国に対し直ちに送付すること。 専門家及び機材の提供につき締約国及び権限のある関係国際機関と協力すること。

事務局の任務は、 前条の規定に従って開催される締約国会議の第一回会合が終了するまでは、 UNEPが暫定的に遂行する。

3 定する。 約国会議は、 締約国会議は、 第一 回会合において、 また、 同会合におい この条約に基づく事務局の任務を遂行する意思を表明した既存の適当な政府間機関の中から事務局を指 て、 暫定の事務局が課された任務、 特に1に規定する任務の実施状況を評価し、 及びこれらの任務

第十七条 この条約の改正

に適

した組織を決定する。

1 当たっては、 は、 特に、 この条約の改正を提案することができるものとし、 関連のある科学的及び技術的考慮を十分に払うこととする。 ま た、 議定書の 締約国 は 当該議定書の 改正を提案することができる。 改正に

- 2 の改 この 正案は、 は 条約の改 改正案をこの条約の署名国にも参考のために通報する。 発正は、 当該議定書に別段の定めがある場合を除くほ 締 約国会議の会合において採択する。 か、 議定書の改正は、 その採択が提案される会合の少なくとも六箇月前に事務局が締約国に通報する。 当該議定書の締 約国の会合において採択する。 この条約及び議定
- 3 もかかわらず合意に達しない場合には、 る議決で採択するものとし、 締 約国 は、 この条約の改正案につき、 寄託者は、 これをすべての締約国に対し批准、 改正案は、 コンセンサス方式により合意に達するようあらゆる努力を払う。 最後の解決手段として、 当該会合に出席しかつ投票する締約国の 承認、 正式 確認又は受諾のために送付する。 コンセンサ スの 兀 分 ためのあら 三以上の多数票によ ゆる努力に
- 4 の三分の二以上の多数票による議決で足りる。 3に定める手続は、 議定書の改正について準用する。 ただし、 議定書の改正案の採択は、 当該会合に出席しかつ投票する当該議定書の 約
- 5 は受諾書を寄託した後九十日目の日に当該他の締約国につい 領した後九十日目の日に、 0 『合を除く。 少なくとも四分の三又は改正を受け入れた関連議定書の 改 Ē の批准書、 承認書、 当該改正を受け入れた締約国の間で効力を生ずる。 正式確認書又は受諾書は、 寄託者に寄託する。 締約国の少なくとも三分の二の批 て効力を生ずる。 3 又は 改正は、 ただし、 4の規定に従って採択された改正は、 関連 他の締約国が当該改正の批准書、 淮書、 議定書に改正の発効要件につい 承認書、 正式確認書又は受諾書を寄託 改正を受け入れ 承認書、 て別段の定めがある 正式確認書又 諸が受 約国
- 6 この 条の規定の適用上、 出 席し かつ投票する締約国」 とは、 出席しか つ賛成票又は反対票を投ずる締 約国をいう。

第十八条 附属書の採択及び改正

- 1 というときは、 この 条約の附属書又は議定書の附属書は、 別段の明示の定めが な い限り、 それぞれ、 附属書を含めていうものとする。 この条約又は当該議定書の不可分の 附属書は、 科学的、 部を成すものとし、 技術的 及び事務的 「この条約」 な事項に限定され 又は
- 書に関して別段 この条約の追加附属書又は議定書の附属書の提案、 の定めがある場合を除く。 採択及び効力発生については、 次の手続を適用する。 ただし、 議定書に当該議定書の附
- (a) この の条約の 追 加 附属書及び議定書の附属書は、 前条の2から4までに定める手続を準用して提案され及び採択され
- (b) は 効力を生ずる。 報した日から六箇月以内に、 締約国は、 この条約の追加附属書又は自国が締約国である議定書の附属書を受諾することができない場合には、 先に行 った異議 寄託者に対して書面により通告する。 の宣言に代えて受諾を行うことができるものとし、 寄託者は、 受領した通告をすべての締約国に遅滞なく通報する。 この場合におい て、 これらの 附属書は その旨を、 当 ¬該締 約国 締約国 うい
- (c) これらの附属書は、 寄託者による採択の通報の送付の 日から六箇月を経過した時に、 (b) の規定に基づく通告を行わなかったこの条約又は関

連 議定書のすべての締約国について効力を生ずる。

- 3 と 同 この の手続に従う。 条約の附属書及び議定書の附属書の改正の提案、 附属書の作成及び改正に当たっては、 採択及び効力発生は、この条約の附属書及び議定書の附属書の提案、 特に、 関連のある科学的及び技術的考慮を十分に払うこととする。 採択及び効力発生
- 4 \mathcal{O} 改正が効力を生ずる時まで効力を生じない。 附属書の追加又は改正がこの条約又は議定書の改正を伴うものである場合には、 追加され又は改正された附属書は、 この条約又は当該議定書

第十九条 検証

その旨を通報する。 に通報することができるものとし、 11 ず れの締約国も、 すべての関連情報は、 他の締約国がこの条約に基づく義務に違反して行動し又は行動したと信ずるに足りる理由がある場合には、 その通報を行うときは、 事務局が締約国に送付するものとする。 同時かつ速やかに、 直接又は事務局を通じ、 申立ての対象となった当該他の締 その旨を事務局 約国に

第二十条 紛争の解決

- 1 により紛争の解決に努める。 この条約又は議定書の解釈 適用又は遵守に関して締約国間で紛争が生じた場合には、 当該締約国は、 交渉又はその選択する他の平和的 手段
- 2 て合意に達しなかった場合においても、 付託し又は仲裁に関する附属書VIに規定する条件に従い仲裁に付する。 関係締約国が1に規定する手段により紛争を解決することができない場合において紛争当事国が合意するときは、 当該締約国は、 1に規定する手段のいずれかにより紛争を解決するため引き続き努力する責任を免れな もっとも、 紛争を国際司法裁判所へ付託し又は仲裁に付することについ 紛争は、 国際司 判 所に
- 3 Ŕ ることを宣言することができる。 玉 同一の義務を受諾する締約国との関係において紛争の解決のための次のいずれかの手段を当然にかつ特別の合意なしに義務的であると認め 及び政治統合又は経済統合のための機関は、 この条約の批准、 受諾、 承認若しくは正式確認若しくはこれ 0) 加入の際に又はその後い
- (b) (a) 国際司法裁判所への紛争の付託
- 附属書VIに規定する手続に従う仲裁

その 宣言は、事務局に対し書面によって通告するものとし、 事務局は、 これを締 約国に送付する。

第二十一条

邦外務省において、及び千九百八十九年七月一日から千九百九十年三月二十二日まではニュー・ この は、 千九百八十九年三月二十二日にバ ーゼルにおい て、 千九百八十九年三月二十三日から同年六月三十日まではベルンにあるスイス連 ヨークにある国際連合本部において、 国 国際連

合ナミビア理事会により代表されるナミビア及び政治統合又は経済統合のための機関による署名のために開放

第二十二条 批准、受諾、正式確認又は承認

- 1 治統合又は経済統合のための機関によって正式確認され又は承認されなければならない。 0) 条約は、 国及び国際連合ナミビア理事会により代表されるナミビアによって批准され、 批准書、 受諾され又は承認されなけ 受諾書、 正式確認書又は承認書は、 ればならず、 寄託者に 政
- 2 機関及びその一又は二以上の構成国がこの条約の締約国である場合には、 れぞれの責任を決定する。 この条約の締約国 となる1の機関で当該機関 この場合において、 当該機関及びその構成国は、 0 いずれの構成国も締約国となっていないものは、 当該機関及びその構成国は、 この条約に基づく権利を同時に行使することができない。 この条約に基づくすべての義務を負 この条約に基づく義務の履行についてそ う。 当該
- 3 た、 1の機関は、 その権限の範囲の実質的な変更を寄託者に通報し、 この条約の規律する事項に関する当該機関の権限の範囲をこの条約の正式確認書又は承認書において宣言する。 寄託者は、 これを締約国に通報する。 当該機関 は、

ま

第二十三条 加入

- 1 合のための機関による加入のために開放しておく。 この条約は、 この条約の署名のための期間の終了後は、 加入書は、 玉 及び国際連合ナミビア理事会により代表されるナミビア並びに政治統合又は経済統 寄託者に寄託する。
- 2 0 範 1 囲の実質的な変更を寄託者に通報する。 の機関は、この条約の規律する事項に関する当該機関の権限の範囲をこの条約 へ の 加入書において宣言する。 当該機関は、 また、 その権限
- 3 前 条2の規定は、 この条約に 加入する政治統合又は経済統合のための機関についても適用する。

第二十四条 投票権

- 1 2の規定の適用がある場合を除くほか、この条約の各締約国は、一の票を有する。
- 2 又は関連議定書の締約国であるその構成国の数と同数の票を投ずる権利を行使する。 政 治統合又は経済統合のための機関は、 第二十二条3の規定及び前条2の規定により宣言されたその権限の範囲内の事項について、この条約 当該機関は、 その構成国が自国の投票権を行使する場合に

第二十五条 効力発生

投票権を行使してはならない。

その逆の場合も、

同様とする。

は、

- 1 0) 条約は、 二十番目の批准書、 受諾書、 正式確認書、 承認書又は加入書の寄託 0) 日の後九十日目の日に効力を生ずる。
- 2 はこれに加入する国及び政治統合又は経済統合のための機関については、 0) 条約は、 <u>二</u>十 番目 批准書、 受諾書、 承認書、 正式確認書又は加入書の寄託 当該国又は当該機関による批准書、 0) 後にこれを批准 Ļ 受諾書、 承認し若しくは正式 承認書、 正式確認書又は し又

加入書の寄託の日の後九十日目の日に効力を生ずる。

3 して数えてはならない。 政 治統合又は経済統合のための機関によって寄託される文書は、 1及び2の規定の適用上、 当該機関の構成国によって寄託されたものに追加

第二十六条 留保及び宣言

1 この条約については、留保を付することも、 また、 適用除外を設けることもできない。

2 とを排除しない。ただし、このような宣言又は声明は、 特に当該国又は当該機関の法令をこの条約に調和させることを目的として、用いられる文言及び名称のいかんを問わず、 1 の規定は、この条約の署名、 批准、 受諾、 承認若しくは正式確認又はこれへの加入の際に、 当該国に対するこの条約の適用において、 国及び政治統合又は経済統合のための機関が、 この条約の法的効力を排除し又は変更するこ 宣言又は声明を行うこ

第二十七条 脱退

この条約から脱退することができる。

とを意味しない。

1 |約国は、自国についてこの条約が効力を生じた日から三年を経過した後いつでも、 寄託者に対して書面による脱退の通告を行うことにより

2 脱退は、 寄託者が脱退の通告を受領した後一年を経過した日又はそれよりも遅い日であって脱退の通告において指定されている日に効力を生

第二十八条

ずる。

寄託者

第二十九条 正文

国際連合事務総長は、この条約及び議定書の寄託者とする

この条約のアラビア語、 以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。 中国語、

英語、

フランス語、

口

シア語及びスペイン語の原本は、

ひとしく正文とする。

千九百八十九年三月二十二日にバーゼルで作成した。

附属書Ⅰ 規制する廃棄物の分類

廃棄の経路

Y 1 病院、 医療センター及び診療所における医療行為から生ずる医療廃棄物

Y 2 医薬品の製造及び調剤から生ずる廃棄物

Y 3 廃医薬品

- Y 4 駆 除剤 及び 植 物用 深瀬の 製 造、 調合及び 使 用 から生ずる 廃 棄 物
- Y 5 木材保存用 刹 の製造、 調合及び使用か ら生ずる廃棄

物

物

- Y 6 有機溶剤の製 造、 調合及び使用から生ずる廃
- Y 7 熱処理及び焼戻作業から生ずるシアン化合物を含む 棄 廃棄
- Y 8 当初に意図した使用に適しない廃鉱油
- Y 9 油と水又は炭化水素と水の 混 合物又は乳 濁 物である廃 棄
- Y 10 ポリ塩化ビフェニル P C $\stackrel{\circ}{\mathbb{B}}$ ポリ塩化テ ル フェ = P C T 物 若しくはポリ臭化ビ フ エ = ル \widehat{P} В В

を含み又はこれらにより汚染さ

ħ た廃棄物質及び廃棄物品

- Y 11 精製、 蒸留及びあらゆる熱分解処理 から生ずるタ ĺ ル 状 0 残滓
- Y 12 インキ、 染料、 顔料、 塗料、 ラッカー及びワ ハニスの 製 造、 調合及び使用 から生ずる 廃
- Y 13 樹脂、 ラテックス、 可 ·塑剤及び接着剤の製造、 調合及び使用から生ずる廃
- Y 14 研究開発又は教育上の活動 から生ずる同定されてい ない又は新規の 廃
- Y 15 この条約以外の法的な規制の 対象とされてい ない爆発性の 廃 棄物

調合及び使用から

生ずる廃棄物

化学物質であっ

人又は環境に及ぼす影響が

未知の

Ł 0 棄

Y 17 写真用化学薬品及び現像剤の製造、 金属及びプラスチックの 表面処理から生ずる廃棄物

Y 16

- Y 18 産業廃棄物の処分作業から 生ずる残滓
- 次に掲げる成分を含有する廃棄物
- Y 19 金属カルボニル
- Y 20 べ リリウ ム、 ベリリウム 化 合物
- Y 21 六価クロ ム化合物
- Y 22 銅化合物
- Y 23 亜鉛化合物
- Y 24 砒素、 砒 素化合物
- Υ セレ ン、 セレ ン化
- Υ カドミウム、カドミウム化合物

- 31 -

アンチモン、 アンチモン化 合 物

Y テル ル、 テルル化 合物

Y 31 Y 30 Y 29 水銀、 鉛化合物 水銀化合物

タリウム、タリウム化合物

Y 32 ふっ化カルシウムを除く無機ふっ素化合物

Y 34 Y 33 無機シアン化合物 酸性溶液又は固体状の

酸

Y 36 Y 35 石綿 塩基性溶液又は固体状の (粉じん及び繊維状の 塩

b 基

0

Y 37 有機りん化合物

Y 38 有機シアン化合物

Y 39 フェノール、 フェ ノ| ル 化合物 (クロ 口 フ エ ノ | ルを含む。

Y 43 ポリ塩化ジベンゾフラン類

ロゲン化された溶剤を除

有

機

溶

剤

ハロゲン化された有機溶剤

エーテル

Y 42 Y 41 Y 40

Y 44 ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン

Y 45 この附属書 (例えば、 Y3及びY41からY44まで)に掲げる物質以外の有機 ハロゲン化合物

(a) 規定に従い有害な特性を有するものとし、 この条約の適用を容易にするため、 並びに(b)、 及び附属書以に掲げる廃棄物は、 (c)及び(d)の規定に従うことを条件として、 この条約第一 附 条1個の規定の適用を受けない 属書Ⅷに掲げる廃棄物は、 この 条約第一 条 1

(b) 附属書Ⅷに掲げる廃棄物 を利用することを排除し への指定は ない。 特 別の場合には、 当該廃棄物がこの条約第一条1(a) の規定に従い 有害でないことを証明するため に附

(c) 附属書以に掲げる廃棄物 0) 指定 は、 特 莂 の場 一合に おい て、 当該廃棄物 が 附 [属書Ⅲ

第一条1aの規定に従い

当

該廃棄物が有害な特性を有するものであるとすることを排除しない。

0) 特 性

を

示す

·程度に附属書 I

0)

物を含むときは、

この

書Ⅲ

(d) 家庭から収集される廃棄物の特性を明らかにすることを目的とするこの条約第一条1⑷の規定の適用に影響を及ぼすものではない。附属書Ⅲ及び附属書Ⅸは、廃棄物の特性を明らかにすることを目的とするこの条約第一条1⑷の規定の適用に影響を及ぼすものではない。

Y 46

Y 47 家庭の廃棄物の焼却から生ずる残滓

附属書Ⅲ 有害な特性の表

国際連合分類区分(注)	分類記号	特性
1	H 1	爆発性
		爆発性の物質又は廃棄物とは、固体又は液体の物質又は廃棄物(又はこれらの混合物)
		であって、化学反応によりそれ自体が周囲に対して損害を引き起こすような温度、圧力及
		び速度でガスを発生することが可能なものをいう。
3	H 3	引火性の液体
		引火性の液体とは、液体、液体の混合物、固体を溶解した液体又は懸濁液(例えば、塗
		料、ワニス、ラッカー等が該当するが、危険な特性により他に分類される物質及び廃棄物
		は、除く。)であって、密閉容器試験において摂氏六十・五度以下又は開放容器試験にお
		いて摂氏六十五・六度以下の温度で引火性の蒸気を発生するものをいう(開放容器試験及
		び密閉容器試験の結果は、厳密に同じものではないこともあり、また、同一の試験による
		個々の結果さえも異なることが多いので、このような相違を考慮に入れるためこれらの数
		値とは異なる基準を設けることは、この定義の考え方の許容するところである。)。
4 . 1	H 4 •	可燃性の固体
		固体又は固体廃棄物(爆発性に分類されるものを除く。)であって、運搬中に起こるこ
		とのある条件の下で、燃焼しやすく又は摩擦により、燃焼を引き起こし若しくは燃焼を助
		けるもの
4 . 2	H 4 • 2	自然発火しやすい物質又は廃棄物
		運搬中における通常の条件の下で自然に発熱することにより又は空気と作用して発熱す
		ることにより発火しやすい物質又は廃棄物

H 4・3	生態毒性	H 12	9
H11 H6・2 1 ※と作用して引火性 H11 H6・2 1 ※を計画を持足のある熱に対して引火性 H11 H8 1 ※をきしやすいを変えては水と作用により、で気又は水と作用により、で気又は水と作用により、の健康を害しやすいを変えては水と作用により、で気又は水と作用により、で気又は水と作用により、で気又は水と作用を棄物のお着しくは運搬手を含有する。	響を及ぼすことのある物質又は廃棄物		
H11 H6 1 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	くは摂取し又は皮膚に浸透した場合に、		
H 4・3 水と作用して引火性 H 5・1 H 5・1 H 6・1 H 6・1 H 6・1 ご他の中の一の一の一の一の一の機 には必ずを表した。 大ん下し、吸入したのよる熱に対しる人にで変素を含有する。 なん下し、吸入したのよる熱に対しる人にで作用により、で変気又は水と作用により、で変気又は水と作用により、で変気では水と作用する。	(遅発性		9
H10 H10 <td< td=""><td>相互作用により、危険</td><td></td><td></td></td<>	相互作用により、危険		
H 4・3 水と作用して引火性 H 5・1 一級人の相互作用に必ずを担くは他の物のを悪物と対して引火性を対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対	空気又は水と作用することによる毒性ガスの発生		9
H4・3 H5・1 H6・1 H6・1 ERECTAL SET OF THE COLUMN TO THE COLU	の物質又は廃棄物は、他の		
H 8 H 5 · 1 H 5 · 1 一	物品若しくは運搬手段に著しい損害を与え若しくはこれらを破壊する物質又は廃棄		
H8 H6 1 H5 1 一 水との相互作用に水との相互作用に水との相互作用に水との相互作用に水との地の物のでは、水との地の物のでは、水との地の物のの機یを害しやすいの健康を害しやすいがある熱に対し、吸入したが、の健康を害しやすいがある熱に対し、のは、水と作用して引火性がある。 大と作用して引火性 大と作用して引火性 大と作用して引火性 大と作用して引火性 大と作用して引火性 大と作用して引火性 大とのある熱に対して引火性 大と作用して引火性 大性 大と作用して引火性 大と作用して引火性 大と作用して引火性 大と作用して引火性 大性 大と作用して引火性 大と作用して引火性 大と作用して引火性 大と作用して引火性 大性 大と作用して引火性 大性 大性 大と作用して引火性 大性 大と作用して引火性 大性 大と作用して引火性 大性 大性 大性 大能 大性 大量 大量 大量 大量 大量 大量	生体		
H4・3 水と作用して引火性 H5・1 大との相互作用に水との相互作用に水との相互作用に水との相互作用に水との相互作用に水との地で、吸入した。 H6・1 大れ自体には必ずる人には必ずる人に、吸入した。 大とのある熱に対の健康を害しやすいの健康を害しやすいの健康を害しやすいのは、の健康を害しやすいのはその毒素を含有する。	腐食性	H 8	8
H6・1 日 H6・1 日 H6・1 日 H6・1 日 大と作用して引火性 一 大と作用して引火性 中 大きない 中 大きない 中 大きない 中 大きない 中 大きない 中	はその毒素を含有する物質又は廃棄物		
H6・2 H5・1 一次との相互作用に水との相互作用に水との相互作用に水との相互作用に水との相互作用に水とのある熱に対っことのある熱に対する人下し、吸入したがの健康を害しやすいの健康を害しやすいの健康を害しやすいのながののは素を含つしやすいのながののは素を含っています。	_		
H4・3 水と作用して引火性 H5・1 酸化性 H5・1 酸化性 一名和自体には必ず それ自体には必ず 一個の一〇一〇一 一 一点の一〇一〇一〇一 一 表心下し、吸入し の健康を害しやすい	2	6	6 . 2
H 4・3 水と作用して引火性 H 5・1 酸化性 大れ自体には必ず それ自体には必ず 一口一〇一〇十〇十八世 一〇十〇十〇十〇十〇十〇十〇十〇十〇十〇十〇十〇十〇十〇十〇十〇十〇十〇十〇十	の健康を害しやすい物質又は廃棄物		
H6・1 H4・3 水と作用して引火性 H5・1 酸化性 たれ自体には必ず 一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇	ん下し、吸入し又は皮膚接触した場合に、		
H4・3 水と作用して引火性 H5・1 酸化性 大との相互作用に必ず それ自体には必ず それ自体には必ず 一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇		6	6 . 1
H4・3 水と作用して引火性 H5・1 酸化性 大との相互作用に それ自体には必ず それ自体には必ず でれ自体には必ず	ある熱に対して不安定な物質で		
H4・3 水との相互作用により、自然発火しやい物質又は廃棄物 H5・1 酸化性 それ自体には必ずしも燃焼性はないがそれ自体には必ずしも燃焼性はないがあれる でれ自体には必ずしも燃焼性はないがあれる	Ø O O		
H4・3 株させ又は他の物の燃焼を助ける物質又 水との相互作用により、自然発火しや でれ自体には必ずしも燃焼性はないが をれ自体には必ずしも燃焼性はないが でとの相互作用により、自然発火しや	有機過酸化物	5	5 · 2
H4・3 水と作用して引火性のガスを発生する物 かと作用して引火性のガスを発生する物	の物の燃焼を助ける物質又		
H4・3 酸化性 水との相互作用により、自然発火しや 水と作用して引火性のガスを発生する物	は必ずしも燃焼性はないが、		
H4・3 水と作用して引火性のガスを発生する物	酸化性	5	5 1
TH4・3 水との相互作用により、自然発火しや 水と作用して引火性のガスを発生する物	物質又は廃棄		
H4・3 水と作用して引火性のガ	の相互作用により、自然発火しや		
	水と作用して引火性のガスを発生する物質又は廃棄物	4	4 . 3

	9		
	H 13		
)を生成することが可能な物	処分の後、何らかの方法により、この表に掲げる特性を有する他の物(例えば、浸出液	時又は遅発性の悪影響を及ぼし又は及ぼすおそれのある物質又は廃棄物	放出された場合に、生物濃縮により又は生物系に対する毒性作用により、環境に対し即

注 この分類区分は、 危険物の運搬に関する国際連合勧告(千九百八十八年にニュー・ヨークの国際連合において採択された文書 S T S

に規定する有害な特性の分類制度に対応するものである。

試験

G

A C • — — —

改定第五版)

物質及び物に関して開発されてきたものである。 廃棄物がもたらす人又は環境 ある種の廃棄物がもたらす潜在的な危害は、 への潜在的な危害の特性を表す方法を開発するため、 まだ完全に立証されておらず、このような危害を定量的に明らかにする試験は、 附属書Ⅰに掲げる物がこの 附属書に掲げるいずれの特性を示すかを決定するため、 更に、 研究が必要である。 標準的な試験は、 存在しない。 不純物を含まない 多数の国が、 当該

附属書Ⅳ 処分作業

「れらの物について適用することのできる国内的な試験を開発してきた。

Α 資源回収、再生利用、 回収利用、 直接再利用又は代替的利用の可能性に結びつかない作業

この A 表 は、 資源回収、 再生利用、 回収利用、 直接再利用又は代替的利用の可能性に結び つかない処分作業であって実際に行われるすべてのも

のを含む。

- D1 地中又は地上への投棄(例えば、埋立て)
- D2 土壌処理(例えば、液状又は泥状の廃棄物の土中における生物分解
- D 3 地中の深部への注入 (例えば、 井戸、岩塩ドーム又は天然の貯留場所へのポンプ注送が可能な廃棄物の注入)
- D 4 表面貯留 (例えば、 液状又は泥状の廃棄物をくぼ地、 池又は潟に貯留すること。
- D 5 特別に設計された処分場における埋立て(例えば、 ふたをされ、 かつ、 相互に及び周囲から隔離されている遮水された区画群に埋め立てる

こと。)

- D6 海洋を除く水域への放出
- D7 海洋への放出(海底下への挿入を含む。)
- D 8 0 作業方法によって廃棄されることとなるもの この附属書において他に規定されていない生物学的処理であって、 その結果生ずる最終的な化合物又は混合物がこのA表に掲げるいずれ

D 9 この 附属書において他に 規定されてい ない物理 化学的処理であって、 その結果生ずる最終的 な化合物又は混合物 がこの A表に掲 げる ず れ

カコ の作業方法によって廃棄されることとなるもの 、例えば、 蒸発、 乾燥、 煆焼, 中 和 沈 殿

- D 10 陸 上における焼却
- D 11 海洋における焼却
- D 12 永久保管 (例えば、 容器に入れ鉱坑において保管すること。
- D 13 このA表に掲げるい ずれ かの作業に先立 つ調合又は混合
- D 14 こ の A表に掲げるいずれかの作業に先立つこん包
- D 15 このA表に掲げるいずれ かの 作業が行われるまでの 間 0

保管

В 資源回収、 再生利用、 回収利用、 直 接再利用又は代替的利用に結び つく作 :業

有害廃棄物であると法的に定義され又は認められている物であって、

この

B表に掲げる作業が

行 わ れ

なかった場合には、

表に掲

この

В

表は、

R 1 げる作業が行われていたはずのものに関するすべての作業を含む。 燃料としての利用 (直接焼却を除く。)又はエネルギーを得るための他 の手段としての利用

R 2 溶剤の回収利用又は再生

R 3 溶剤として使用しない有機 物 の再生利用又は 口 収 利 用

R 4 金属及び金属化合物の再生利用又は回収 回収 1利用 利用

R 5 その他の無機物 の再生 利 用 文は

R 6 酸又は塩基の 再生

R 7 汚染の除去のために使用 L た 成 分 0 口 収

R 8 触媒からの 成 分の回収

R 9 使用 済みの 油 の精製又はその 他 0 再 利 用

R 10 農業又は生態系の改良に役立つ土壌処

R 11 R 1 からR10までに掲げる作業から得ら ħ た残 冷滓の

R 12 R 1 から R 11 までに掲げる作業に提供するため の廃 棄 利 物 用 0

交換

この 附属書V B表に掲げるいずれか 通告の際に提供する情報 0 作業のため 0) 物 0

A

R

- 36 -

1 廃 棄 不物の輸 出

(T) 理

由

- 2 廃 物の輸出者 注
- 3 廃 棄 物の発生者及び発生の場所 $\overline{\underline{1}}$
- 4 廃 棄物の処分者及び実際の処分の場所 (注1) (注 1)
- 廃棄物の輸出国

6 5

判明

している場合には、

予定されている廃棄物の運搬者又はその委託を受けた者

(注 1)

権 限のある当局 (注2)

予定されている通過国

7

権限のある当局 (注 2)

廃 棄物の輸入国

8

権限のある当局 (注 2)

包括的な通告であるか個別的な通告であるかの別

予定されている廃棄物の発送日及び輸出の期間並びに予定されている運搬経路 (入国及び出国の地点を含む。)

12 11 10 9 予定されている運搬手段 (道路、 鉄道、 海路、 空路及び内水航路

廃棄物の名称及び性状

保険に関する情報

(注 4)

13

(Y番号、 国際連合番号及び組成 (注 5) を含む。 並びにその取扱いのための特別 の要件 (事故の場合の緊急

を含む。)に関する情報

重量及び体積の見積り (注6)

予定されているこん包の形態

(例えば、

ばら積み、

ドラム缶入り、タンカー)

16 15 14 廃棄物が発生した過程 (注 7)

17 附属書Ⅰに掲げる廃棄物については、 附属書Ⅲによる分類 (有害な特性、 日番号及び 国際連合分類区分

18 附 属書Ⅳに従った処分の方法

19 情 報が正確である旨の発生者及び輸出者による申告

20 て環境上適正な方法で処理されないと信ずるに足りる理由はないとの処分者の評価の根拠となったもの 廃 棄物の処分者から輸出者又は発生者に送付された情報 、施設に関する技術的な記述を含む。 であって、 当該廃棄物が輸入国の法令に従

心の措置

(注 3)

- 21 輸出者と処分者との間の契約に関する情報
- 注釈
- 注 1 正式の名称及び住所並びに電話 テレ ックス又はファクシミリの番号並びに連絡責任者の氏名及び住所並びに電話、 テレックス又はファ
- クシミリの番号
- 注2 正式の名称及び住所並びに電話、テレックス又はファクシミリの番号
- 注 3 複数回の運搬を対象とする包括的な通告の場合において、 個 々の運搬の予定日又はこれが不明のときは、 運搬の予定回数を明記すること
- が必要となる。
- 注 4 関連する保険の要件に関する情報並びに輸出者、 運搬者及び処分者が当該要件をどのように満たしているかに関する情報
- 注 5 廃棄物の取扱い及び予定されている処分の方法の双方において当該廃棄物がもたらす毒性その他の危険性の観点から最も有害な諸 成 分の

性質及び濃度

- 注 6 複数回の運搬を対象とする包括的な通告の場合には、 総量の見積り及び個別の 運 |搬量の見積り の双方を明記することが必要となる。
- 注 7 有害性を評価し及び予定されている処分作業の妥当性を判定するために必要な場合に限る。
- 附属書VB 移動書類に記載する情報
- 2 廃棄物の発生者及び発生の場所(注1)

1

廃

棄

物の輸出者

(注 1)

- 廃棄物の処分者及び実際の処分の場所(注1)
- 廃棄物の運搬者(注1)又はその委託を受けた者

4 3

- 5 包括的な通告であるか個別的な通告であるかの別
- 6 国 境を越える移動 の開始の日付並びに廃棄物に責任を有するそれぞれの者による受領の日付及び署名
- 7 運 操手段 (道路、 鉄道、 内 7水航路、 海路及び空路) 並びに輸出国 通過国及び輸入国並びに指定されている場合には入国及び出国の地
- 8 廃 棄物の概要 (性状、 危険物の運搬に関する国際連合勧告に規定する正規の品 名 国際連合分類区分及び国際連合番号並びに該当するY番号

及び日番号)

- 9 事故の場合の緊急の措置を含む取扱いのための特別の要件に関する情報
- 10 こん包の形態及び数
- 11 重量及び体積

- 12 情 報が正確である旨の発生者又は輸出者による申告
- 13 締 ・約国であるいずれの関係国の権限のある当局からも異議がないことを示す発生者又は輸出者による申告
- 14 指 定された処分施設において受領した旨の処分者による証明並びに処分の方法及び処分の予定日の

注釈

に必要な情報は、 シ動書類に必要な情報は、 運搬規則に基づく必要な情報と重複するよりはこれを補完するものとなるようにする。 可能な場合には、 運搬規則に基づく必要な情報とともに一の書類に統合する。 移動書類には、 これが可能でない場合には、 いずれの者が情報を提供 移動書類

注 1 正式の名称及び住所並びに電話 テレックス又はファクシミリの番号並びに緊急の場合の連絡責任者の氏名及び 住所並びに電話

クス又はファクシミリ Ó

番号

し及び書式に記入するかについての指示を明記する。

附属書VI 仲裁

第一条

仲裁 (手続は、この条約第二十条に規定する合意に別段の定めがない限り、 この附属書の次条から第十条までの規定に従って行われる。

通告には、 申立国である締約国は、 特に、 その解釈又は適用が問題となっているこの条約の条文を含む。 紛争当事国が、 この条約第二十条の2又は3の規定に従って紛争を仲裁に付することに合意した旨を事務局に通告する。 事務局は、 受領した情報をこの条約のすべての締約国に対し送付

第三条

する。

外 か 第三の仲裁人を指名し、 (T) 仲 紛争当事国の領域に日常の住居を有してはならず、 いかなる資格においても取り扱ったことがあってはならない。 裁 裁判所は、 三人の仲裁人で構成する。 第三の仲裁人は、 当該仲裁裁判所において議長となる。 各紛争当事国は、 いずれの紛争当事国によっても雇用されてはならず、 各一人の仲裁人を任命し、 議長は、 このようにして任命された二人の仲裁人は、 いずれかの紛争当事国の国民であってはならず、いずれ 及び仲裁に付された紛争を仲裁 合意により

第四条

- 1 0 第一 要請に応じ、 一の仲裁人が任命された日から二箇月以内に仲裁裁判所の議長が指名されなかった場合には、 更に二箇月の 期間内に議長を指名する。 国際連合事務総長は、 いずれ かの 紛争当事国
- 2 ずれかの紛争当事国が要請を受けた後二箇月以内に仲裁人を任命しない場合には、 他方の紛争当事国は、 国際連合事務総長にその旨を通

に通 国に対 殺し、 同事務総長は、 二箇月以内に仲裁人を任命するよう要請する。 同事務総長は、 更に二箇月の期間内に仲裁裁判所の議長を指名する。 更に二箇月の期間内に当該任命を行う。 当該任命が行われることなく当該期間が経過した後は、 指名の際に、 仲裁裁判所の議長は、 仲裁人を任命していない紛争当事 議長は、 その旨を同 事務総長

第五条

- 1 仲 裁 裁判所は、 国際法及びこの条約の規定に従い、 その決定を行う。
- 2 この附属書の規定に基づき構成される仲裁裁判所は、 その手続規則を定める。

第六条

- 1 手 続及び実体に関する仲裁裁判所の決定は、 いずれもその仲裁人の過半数による議決で行う。
- 2 仲 裁裁判所は、 事実を確定するため、 すべての適当な措置をとることができる。 仲裁裁判所は、 1 ずれかの紛争当事国の要請に応じ、 不可欠
- な保全のための暫定措置を勧告することができる。
- 3 紛争当事国は、 の紛争当事国 仲裁手続の効果的な実施に必要なすべての便益を提供する。 の欠席は、 仲裁手続を妨げるものではない。

第七条

4

仲裁 裁判所は、 紛争の対象である事項から直接に生ずる反対請求について聴取し及び決定することができる。

第八条

当事 仲裁 、国が均等に負担する。 裁判所が仲裁に付された紛争の特別の事情により 仲裁裁判所は、 すべての費用に関する記録を保持するものとし、 別段の決定を行う場合を除くほか、 紛争当事国に対して最終的な費用の明細書を提出する。 仲裁裁判所の費用 (仲裁人の報酬を含む。 は、 紛争

第九条

判所 1 ず 0 同 れの締約国 .意を得て仲裁手続に参加することができる。 ŧ 紛争の対象である事項につき当該仲裁の決定により影響を受けるおそれのある法律上の利害関係を有する場合には、 仲裁裁

第十条

- 1 ことができる。 仲 :裁裁判所は、 設置の日より五 箇月以内にその仲裁判断を行う。 ただし、 必要と認める場合には、 五箇月を超えない期間その期限を延長する
- 3 2 仲 :裁判断の解釈又は履行に関し紛争当事国間で生ずるいかなる紛争も、 裁 裁判 所の仲裁 判断 には、 理 由が付され なけ ればならない。 仲裁判 断 は、 1 ずれかの紛争当事国が、 最 終的 なものであり、 当該仲裁判断を行った仲裁裁判所に付託す か つ、 紛争当事 国 を拘束する。

ることができるものとし、また、当該仲裁裁判所に付託することができない場合には、 最初のものと同様の方法によりこのために構成する別の

仲裁裁判所に付託することができる。

附属書Ⅷ

A 表

害でないことを証明するために附属書Ⅲを利用することを排除しない。 この附属書に掲げる廃棄物は、この条約第一条1回の規定に従い有害な特性を有する。この附属書に掲げる廃棄物への指定は、 当該廃棄物が有

A1 金属の廃棄物及び金属を含有する廃棄物

次のいずれかの金属の廃棄物及び当該金属の合金から成る廃棄物 (B表に特に掲げるものを除く。

アンチモン

砒素

ベリリウム

カドミウム

鉛

セ 水 銀ン

テルル

タリウム

A _ _ _ _

アンチモン、アンチモン化合物

次のいずれかを成分又は汚染物質として含む廃棄物

(塊状の金属のものを除く。)

ベリリウム、ベリリウム化合物では、サインでは、アンディンでは、アンディンでは、アンディンでは、アンディンのでは、アンディンのでは、アンジャンのではいいでは、アンジャンのでは、アングでは、アンジャンのでは、アンジャンのでは、アンジャンのでは、アンジャンのでは、アンジャンのでは、アンジャンのでは、アンジャンのでは、アングでは、アンジャンのでは、アンジャンのでは、アンジャンのでは、アングルンのではなりでは、アングでは、アンジャンのではいのではいのではいいではいいのではいいではいいのではいいではいいのでは、アングルのではいいのではいいではいいではいいでは、アンジャン

鉛、鉛化合物

カドミウム、カドミウム化合物

セレン、セレン化合物

テルル、テルル化合物

A一○三○ 次のいずれかを成分又は汚染物質として含む廃棄物

砒 素、 砒素化合物

水銀、 水銀化合物

タリウム、 タリウム化

A 一 〇 四 〇 次の いずれかを成分として含む廃

金属カルボニル

六価クロム化合物

A 〇五 〇 めっき汚泥

A一〇六〇 金属の酸洗いから生ずる廃液

A - 〇七〇 亜鉛精錬の過程から生ずる浸出残滓並びにジャロサイト、

A 〇 八 〇 B表に掲げられていない亜鉛の 廃棄物の残滓で、 附属書Ⅲの特性を示すのに十分な濃度で鉛及びカドミウムを含むもの 赤鉄鉱等の粉じん及び汚泥

A 一 〇 九 〇 絶縁銅線の焼却から生ずる灰

銅 精 錬 所のガス処理設備から生ずる粉じん及び残滓

A ------銅の電解精錬及び電解採取工程から生ずる使用済み電解液

銅の電解精錬及び電解採取工程における電解液の浄化設備から生ずる汚泥 (陽極スライムを除く。)

A --= 0 溶解した銅を含む使用済みエッチング溶液

A 一 一 四 〇 塩化第二 |銅及びシアン化銅触媒の廃棄物

A 一 五 〇 B表に掲げられていない印刷回路基盤の焼却から生ずる貴金属の灰

注 $\underbrace{1}$

A 一 六 〇 鉛蓄電池の廃棄物 (破砕されているかいないかを問わない。)

A 一 一 七 〇 分別されていない 電池の廃棄物 (B表に掲げる電池のみの混合物を除く。) 及びB表に掲げられてい ない電池の廃棄物で、 有害な

ものとされる程度に附属書Ⅰの成分を含むもの

A 一 一 八 〇 性化ガラス及びPCBコンデンサーを構成物として含むもの又は附属書Ⅲに掲げる特性のいずれかを有する程度に附属書Ⅰの成分 電気部品及び電子部品の廃棄物又はそのくず (注 2) で、 A表に掲げる蓄電池その他の電池、 水銀スイッチ、 陰極線管その 他 |の活

九〇 えば、 附属書Ⅲ カドミウム、 の特性を示す程度に、 水銀、 鉛、 コ ポリ塩化ビフェニル)] -ルター ル、 P C В により汚染されているもの 鉛 カドミウムその 他 0) 有機 (B表の関連項目B一一一 ロゲン化合物又は附属書Ⅰのその他 ○参照) 注 3 の成

を含み又はこれらにより汚染されたプラスチックで被覆され又は絶縁された金属ケーブル廃棄物

A2 無機物を主成分とし、金属及び有機物を含む可能性を有する廃棄物 注 2 注 3 注 1 PCBについては濃度が一キログラムにつき五十ミリグラム以上の この項目には、 B表の対象項目 発電所から生ずる部品のくずは含まない。 (B — 六〇) は、 例外を明記していない。

陰極線管その他の活性化ガラスから生ずるガラスのくず

液状又は泥状の無機ふっ素化合物の廃棄物 (B表に掲げるものを除く。)

A 二 〇 四 〇 化学工業の工程から生ずる石膏の廃棄物 触媒の廃棄物 (B表に掲げるものを除く。 (附属書Ⅲ の有害な特性を示す程度に附属書Ⅰの成分を含む場合に限る。

 $\widehat{\mathbf{B}}$

表の関連

A 二 〇 五 〇 石綿の廃棄物 (粉じん及び繊維状のもの)

項

(目B二〇八〇参照)

A二〇六〇 石炭火力発電所の飛灰で附属書Ⅲの特性を示すのに十分な濃度で附属書Ⅰの物質を含むもの (B表の関連項目B二○五○参照)

A 3 有機物を主成分とし、金属及び無機物を含む可能性を有する廃棄物

A = 0 = 0 当初に意図した使用に適しない廃鉱油

石油コークス及びビチューメンの製造及び処理から生ずる廃棄物

A = 0 - 0

A三〇三〇 鉛アンチノック剤の汚泥を含み、これから成り又はこれに汚染されている廃棄物

A 三 〇 四 〇 熱交換用媒体として使用された液体の廃棄物

A三〇五〇 樹脂、 ラテックス、 可塑剤及び接着剤の製造、 調合及び使用から生ずる廃棄物 (B表に掲げるものを除く。 (B表の関連項目B

兀 〇二〇参照

A三〇六〇 ニトロセルロ] - スの 廃棄物

A三〇七〇 液状又は泥状のフェ ノールの廃棄物又はフェノー ル化合物の廃棄物 (クロロフェノールを含む。)

A三〇八〇 エーテルの廃棄物 (B表に掲げるものを除く。

A 三 〇 九 〇 革の粉じん、灰、 汚泥及び粉 (六価クロム化合物又は駆除剤を含むものに限る。)(B表の関連項目B三一〇〇参照

A = ... 革又はコンポジションレザーの削りくずその他の廃棄物で、 革製品の製造に適しな いもの (六価クロム化合物又は駆除剤を含むも

に限る。 (B表の関連項目B三○九○参照)

A = ---獣皮の廃棄物 (六価クロム化合物、 駆除剤又は病毒をうつしやすい物質を含むものに限る。 (B表の関連項目B三一一○参照)

A四○六○ 油と水又は炭化水素と水の混合物又は乳濁物である廃棄物
有機シアン化合物
無機シアン化合物(貴金属を含有する固形状の残滓で無機シアン化合物を微量に含むものを除く。)
A四○五○ 次のいずれかを含み、これから成り又はこれに汚染されている廃棄物
A四○四○ 木材保存用薬剤の製造、調合及び使用から生ずる廃棄物(注2)
適しない駆除剤及び除草剤のものを含む。)
A四○三○ 駆除剤及び植物用薬剤の製造、調合及び使用から生ずる廃棄物(規格外の、使用期限を過ぎた(注1)又は当初に意図した使用に
者の検査若しくは治療又は研究事業の間に発生した廃棄物をいう。)
A四○二○ 医療及びその関連廃棄物(医療、看護、歯科治療、獣医科治療又は類似の行為から生ずる廃棄物及び病院その他の施設において患
A四○一○ 医薬品の製造、調剤及び使用から生ずる廃棄物(B表に掲げるものを除く。)
A4 無機物又は有機物のいずれかを成分として含む可能性を有する廃棄物
定の廃棄物につき、より低い規制濃度(例えば、一キログラムにつき二十ミリグラム)が設けられている。
注 一キログラムにつき五十ミリグラムの濃度は、すべての廃棄物に対し国際的に実際的な濃度と考えられる。ただし、多くの国において、特
A三二○○ 道路の建設及び維持から生ずるタールを含む瀝青物(アスファルト廃棄物)(B表の関連項目B二一三○参照)
A三一九○ 有機物の精製、蒸留及びあらゆる熱分解処理から生ずるタール状の残滓(アスファルトセメントを除く。)
で、濃度が一キログラムにつき五十ミリグラム以上のもの(注)
BB)若しくはこれらの化合物に類似のポリ臭化化合物を含み、これらから成り又はこれらにより汚染された廃棄物質及び廃棄物品
A三一八○ ポリ塩化ビフェニル(PCB)、ポリ塩化テルフェニル(PCT)、ポリ塩化ナフタレン(PCN)又はポリ臭化ビフェニル(P
デン、塩化アリル及びエピクロルヒドリン)
A三一七○ ハロゲン化された脂肪族の炭化水素の製造から生ずる廃棄物(例えば、クロロメタン、ジクロロエタン、塩化ビニル、塩化ビニリ
A三一六○ 有機溶剤の回収作業から生ずる非水溶性の蒸留残滓(ハロゲン化されているかいないかを問わない。)
A三一五〇 ハロゲン化された有機溶剤の廃棄物
A三一四○ ハロゲン化されていない有機溶剤の廃棄物(B表に掲げるものを除く。)
A三一三〇 有機りん化合物の廃棄物

A = ---

寸断から生ずる軽量片(けば)

兀 〇七〇 インキ、 染料、 顔料、 塗料、 ラッ 力] 及びワニスの製造、 調 合及び使用から生ずる廃棄物 (B表に掲げるものを除く。 (B表の

関連項目B四〇一〇参照)

A四○八○ 爆発性の廃棄物(B表に掲げるものを除く。)

A四〇九〇 酸性又は塩基性の溶液の廃棄物 (B表の対応項目に掲げるものを除く。) (B表の関連項目B二一二)参照)

A 四 一 〇 〇 産業排ガス浄化のための公害防止装置から生ずる廃棄物 $\widehat{\mathbf{B}}$ 表に掲げるものを除く。

A四一一○ 次のいずれかを含み、これから成り又はこれに汚染されている廃棄物

ポリ塩化ジベンゾフラン類

ポリ塩化ジベンゾジオキシン類

A四一二○ 過酸化物を含み、これから成り又はこれに汚染されている廃棄物

A 四 一 三 〇 包装材又は容器の廃棄物で、 附属書Ⅲの有害な特性を示すのに十分な濃度で附属書Ⅰの物質を含むもの

四〇 附属書Ⅰの分類に対応し及び附属書Ⅲの有害な特性を示す化学物質で、 規格外の又は使用期限を過ぎた (注 1) ものから成り又は

これを含む廃棄物

A 匹

五〇

A四一六〇 В 表に掲げられていない使用済みの活性炭 $\widehat{\mathbf{B}}$ 表の関連項目B二〇六〇参照

研究開発又は教育上の活動から生ずる同定されていない又は新規の廃化学物質で、

注 1 「使用期限を過ぎた」とは、 製造業者が推奨する期間内に使用されなかったことをいう。

2 この項目は、木材保存用薬剤で処理された木材を含まない。

附属書IX

注

B 表

この附属書に掲げる廃棄物は、 附属書Ⅲの特性を示す程度に附属書Ⅰの物を含む場合を除くほ か、 この条約第一条1個に規定する廃棄物に該当

しない。

B1 金属の廃棄物及び金属を含有する廃棄物

B一○一○ 金属及び合金の廃棄物で、金属状の及び飛散性を有しない形状のもの

貴金属(金、銀及び白金族とし、水銀を除く。

鉄鋼のくず

銅のくず

んのもの

人の健康又は環境に及ぼす影響が未知

次の清浄な及び汚染されていない金属(合金を含む。)のくずで、最終形状が塊状のもの(薄板、 ビスマスのくずコバルトのくず ゲルマニウムのくず トリウムのくずハフニウム、インジウム、ニオブ、レニウム及びガリウムのくず クロムのくず 希土類金属のくず ジルコニウムのくず バナジウムのくず マンガンのくず チタンのくず タンタルのくず モリブデンのくず タングステンのくず すずのくず 亜鉛のくず アルミニウムのくず ニッケルのくず マグネシウムのくず

アンチモンのくず

板、

梁材、棒等)

カドミウムのくずベリリウムのくず

セレンのくず

鉛のくず(鉛蓄電池を除く。)

- 46 -

テルルのくず

- B一〇三〇 残滓を含む耐火性の金属
- B <u>−</u> <u>−</u> <u>−</u> モリブデン、タングステン、チタン、タンタル、ニオブ及びレニウムの金属及び合金の廃棄物で、 金属飛散性を有する形状のも
- 金属の粉末)。(A表項目A一〇五〇めっき汚泥に該当する廃棄物を除く。)
- B 一 〇 四 〇 発電用の部品のくずで、有害なものとされる程度に潤滑油、 PCB又はPCTで汚染されていないもの

非鉄金属混合物の重量片のくず(附属書Ⅲの特性を示すのに十分な濃度で附属書Ⅰの物を含むものを除く。)

B一〇六〇 金属状のセレンの廃棄物及びテルルの廃棄物(粉末を含む。

В

一 〇 五 〇

一〇七〇 飛散性を有する形状の銅又は銅合金(附属書Ⅲの特性を示す程度に附属書Ⅰの成分を含むものを除く。)

附属書Ⅲの特性を示す濃度で附属書Ⅰの成分を含むも

の廃棄物

- 一〇八〇 亜鉛の灰及び残滓(飛散性を有する形状の亜鉛合金の残滓を含むものとし、
- B 九 規格に適合する電池 又はH4・3の有害な特性を示すものを除く。)(注2) (鉛、 カドミウム又は水銀を用いて作られたものを除く。)
- ┗一一○○ 金属の溶解、精錬及び精製から生ずる金属を含有する廃棄物

ハードジンクスペルター

亜鉛を含むドロス

厚板の亜鉛めっきに伴い上部に生ずるドロス(亜鉛の含有率が九十パーセントを超えるもの)

厚板の亜鉛めっきに伴い下部に生ずるドロス (亜鉛の含有率が九十二パーセントを超えるもの)

亜鉛のダイカストドロス(亜鉛の含有率が八十五パーセントを超えるもの)

厚板の溶融亜鉛めっき(連続工程でないもの)に伴い生ずるドロス(亜鉛の含有率が九十二パーセントを超えるもの)

一鉛のスキミング

アルミニウムのスキミング(又はスキム)(ソルトスラグを除く。)

銅の処理又は精錬を更に行うための処理工程から生ずるスラグ(附属書Ⅲの有害な特性を示す程度に砒素、 鉛又はカドミウムを

含むものを除く。)

蝍の精錬に用いる耐火性の内張り(るつぼを含む。)の廃棄物

貴金属の精錬を更に行うための処理工程から生ずるスラグ

タンタルを含有するすずのスラグで、すずの含有率が○・五パーセント未満のもの

В — — 電気部品及び電子

金属又は合金のみから成る電子部

かを有する程度に附属書Ⅰの成分 イッチ、陰極線管その他の活性化ガラス及びPCBコンデンサー等を構成物として含まないもの、 気部品及び電子部 品 (印刷回路基盤を含む。) の廃棄物又はそのくず (注3) で、 (例えば、カドミウム、水銀、鉛、ポリ塩化ビフェニル) により汚染されていないもの又は附属 A表に掲げる蓄電池その他 附属書Ⅲに掲げる特性のいずれ 電池、

書Ⅲに掲げる特性のいずれも有しない程度にこれらを除去したもの (A表の関連項目A一一八○参照)

直接再利用(注4)を目的として再生利用又は最終処分(注5)を目的としない電気部品及び電子部品 (印刷回 [路基盤、 電子機

器の構成物及び電線を含む。

B 一 一 五

B ------るもの及びいずれかの段階において野焼き等規制されていない熱処理を伴う処分作業を除く。) 次のいずれかを含む使用済み触媒 (触媒として利用される液体を除く。

プラスチックで被覆され又は絶縁された金属ケーブル廃棄物(A表A一一九〇に含まれるもの、

附属書Ⅳ

Aの作業が予定されてい

スカンジウム

A表に掲げる触媒

(使用済触媒)

液体の使用済み触媒その他の触媒)

の廃棄物を除く遷移金属

クロム チタン バナジウム

マンガン

コバルト

ニッケル

亜鉛

イットリウム

ジルコニウム

ニオブ

- 48 -

B 一 五 〇 B 一 四 〇 В — <u>=</u> О 飛散性を有する非液状の貴金属(金、 貴金属を含有する固形状の残滓で、無機シアン化合物を微量に含むもの ランタノイド(希土類金属) タングステン セリウム ハフニウム サマリウム プラセオジム レニウム ルテチウム エルビウム ホルミウム ジスプロシウム テルビウム ガドリニウム ネオジム イッテルビウム ツリウム ユーロピウム

モリブデン

貴金属を含有する浄化された使用済み触媒

B 一 六 〇 表示されたもの 印刷回路基盤の焼却から生ずる貴金属の灰(A表の関連項目A一一五〇参照 銀及び白金族とし、水銀を除く。)及び当該貴金属の合金の廃棄物で、 適切に梱包され及び

B 一 七 〇	写真用フィルムの焼却から生ずる貴金属の灰
B 一 八 〇	ハロゲン化銀及び銀を含む写真用フィルムの廃棄物
B 一 九 〇	ハロゲン化銀及び銀を含む写真用の紙の廃棄物

B一二○○ 鉄鋼の製造から生ずる粒状スラグ

В 鉄鋼の製造から生ずるスラグ (二酸化チタン及びバナジウムの原料となるスラグを含む。)

亜鉛の製造から生ずるスラグで、化学的に安定し、鉄の含有率が高く(二十パーセントを超えていること)、主として建設に関す

る工業規格(例えば、DⅠN四三○一)に従って処理されたもの

B一二三〇 鉄鋼の製造から生ずるミルスケール

酸化銅のミルスケール

B 二 四 〇

B一二五〇 液状物又は他の有害な諸成分を含まない廃自動車

注 1 当初附属書Ⅰの物による汚染の程度が低い場合であっても、 再生工程を含むその後の工程により断片における当該附属書Ⅰの物の濃度

を著しく高めることがある。

注 2 ある。 亜鉛の灰の位置付けは、 現在検討されており、 亜鉛の灰は危険な物品ではないという国際連合貿易開発会議 (UNCTAD) の勧告が

注3 この項目は、発電から生ずるくずを含まない。

注 4 再利用には、 修理、更新又は改良を含めることができるものとし、 主要な再組立を含まな

注5 一部の国においては、直接再利用を目的とする物は、廃棄物とみなされない。

B二〇一〇 採掘作業から生ずる廃棄物で、飛散性を有しない形状のものB2 無機物を主成分とし、金属及び有機物を含む可能性を有する廃棄物

天然黒鉛の廃棄物

スレートの廃棄物 (粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により単に切ってあるかないかを問わない。

雲母の廃棄物

白榴石、ネフェリン及びネフェリンサイアナイトの廃棄物

長石の廃棄物

ほたる石の廃棄物

固形状のけい素の廃棄物 (鋳造作業で使用されるものを除く。

飛散性を有しない形状のガラスの廃棄

ガラスくずその他のガラスの廃棄物(陰極線管その他の活性化ガラスから生ずるものを除く。

飛散性を有しない形状のセラミックスの廃棄物

サーメット (金属とセラミックスの複合材) の廃棄物及びくず

セラミックスファイバー (他に該当するものを除く。)

B二〇四〇 無機物を主成分とする他の廃棄物

排煙脱硫 (FGD) により生産される部分的に精製された硫酸カルシウム

建物の取り壊しから生ずる石膏板の廃棄物又はプラスター板の廃棄物

銅の製造から生ずるスラグで、化学的に安定し、鉄の含有率が高く(二十パーセントを超えていること)、主として建設又は研

磨に関する工業規格 (例えばDⅠN四三○一及びDIN八二○一) に従って処理されたもの

固形状の硫黄

カルシウムシアナミドの製造から生ずる石灰石(水素イオン濃度指数が九未満のもの)

塩化ナトリウム、 塩化カリウム及び塩化カルシウム

カーボランダム (炭化けい素)

壊れたコンクリート

リチウム―タンタル及びリチウム―ニオブを含むガラスのくず

B 二 〇 五 〇 石炭火力発電所の飛灰(A表に掲げるものを除く。)(A表の関連項目A二○六○参照)

B二〇六〇 使用済みの活性炭 (飲料水の処理、 食品工業の加工及びビタミンの製造から生ずる炭であって附属書Ⅲの特性を示す程度に附属書

Ι のいずれの成分も含まないもの) (A表の関連項目A四一六○参照)

B二〇七〇 ふっ化カルシウムの汚泥

B二〇八〇 化学工業の工程から生ずる石膏の廃棄物 (A表に掲げるものを除く。) (A表の関連項目A二○四○参照

化されたもの 石油コークス又はビチューメンから成る陽極端で、 (塩化アルカリ電解及び冶金産業から生ずる陽極端を除く。)の廃棄物 鉄鋼又はアルミニウムの製造に伴って使用され及び通常の工業規格に従って浄

B二一〇〇 アルミニウムの水和物の廃棄物、 酸化アルミニウムの廃棄物又は酸化アルミニウムの生産から生ずる残滓(ガスの浄化、 沈殿又は

濾過工程に使用された物を除く。

ボーキサイトの残滓(「赤泥」) (水素イオン濃度指数が十一・五未満に調整されたもの)

B二一二〇 酸性又は塩基性の溶液の廃棄物で、 水素イオン濃度指数が二を超え十一・五未満のもののうち腐食性その他の有害性を有しないも

(A表の関連項目A四○九○参照)

道路の建設及び維持から生ずるタールを含まない瀝青物 (アスファルト廃棄物) (A表の関連項目A三二○○参照

В 3 有機物を主成分とし、金属及び無機物を含む可能性を有する廃棄物

B = ○ ○ ○ 固形状のプラスチックの廃棄物

次のプラスチック又はプラスチックの混合物で、 他の廃棄物と混合されておらず、 かつ、 規格に従って調整されたもの

ハロゲン化されていない重合体及び共重合体のくずで、 次のものを含むがこれらに限定されない。 (注 1)

エチレン

スチレン

ポリプロピレン

ポリエチレンテレフタレート

アクリロニトリル

ブタジエン

ポリアセタール

ポリアミド

ポリブチレンテレフタレ

ポリカーボネート

ポリエーテル

ポリフェニレン硫化

アクリル重合体

アルカンC10-| | | 13 (可塑

ポリウレタン(CFCsを含むものを除く。)

ポリメタクリル酸メチル ポリシロキサン

ポリビニルアルコール

ポリビニルアセテート ポリビニルブチラール

次のいずれかを含む硬化した樹脂又は縮合物の廃棄物

尿素ホルムアルデヒド樹脂

フェノールホルムアルデヒド樹脂

メラミンホルムアルデヒド樹脂

エポキシ樹脂

ポリアミド アルキド樹脂

次のいずれかのふっ化重合体の廃棄物

パーフルオロエチレン―プロピレン (FEP)

パーフルオロアルコキシルアルカン

テトラフルオロエチレン―パーフルオロビニルエーテル P F A

テトラフルオロエチレン―パーフルオロメチルビニルエーテル (MFA)

ふっ化ポリビニル(PVF)

ふっ化ポリビニリデン(PVDF)

紙、 板紙及び紙製品の廃棄物

B = 0 = 0

次の物で、有害廃棄物と混合されていないもの

紙又は板紙の廃棄物及びくずで、次のもの

さらしてない紙又は板紙のもの及びコルゲート加工をした紙又は板紙のもの

その他の紙又は板紙(主としてさらした化学パルプから製造したものに限るものとし、 全体を着色したものを除く。) のも

0)

主として機械パルプから製造した紙又は板紙(例えば、新聞、雑誌その他これらに類する印刷物) のもの

その他のもの (1)積層した板紙(2)分別されていないくずを含むが、これらに限定されない。)

B三〇二六 液体のための混合包装の前処理から生ずる次の廃棄物であって、 附属書Ⅲの特性を示すのに十分な濃度で附属書Ⅰの物を含有しな

いもの

分離することができない若干量のプラスチック

分離することができない若干量のプラスチック及びアルミニウムが混合した物

B三〇二七 ラミネート加工された接着性ラベルの廃棄物であって、ラベルの生産に使用される原材料を含有するもの

B三〇三〇 繊維の廃棄物

次の物で、他の廃棄物と混合されておらず、かつ、規格に従って調整されたもの

絹の廃棄物(繰糸に適しない繭、糸くず及び反毛した繊維を含む。)

カード及びコームのいずれもしてないもの

その他のもの

羊毛、繊獣毛又は粗獣毛の廃棄物(糸くずを含むものとし、反毛した繊維を除く。)

羊毛又は繊獣毛のノイル

羊毛又は繊獣毛のその他のもの

粗獣毛のもの

綿の廃棄物(糸くず及び反毛した繊維を含む。)

糸くず

反毛した繊維

その他のもの

亜麻のトウ及び廃棄物

大麻(カナビス・サティヴァ)のトウ及び廃棄物(糸くず及び反毛した繊維を含む。)

ジュートその他の紡織用靱皮繊維 (亜麻、 大麻及びラミーを除く。)のトウ及び廃棄物 (糸くず及び反毛した繊維を含む。

サイザルその他のアゲーブ属の紡織用繊維のトウ及び廃棄物(糸くず及び反毛した繊維を含む。)

コやしのトウ、ノイル及び廃棄物(糸くず及び反毛した繊維を含む。)

アバカ(マニラ麻又はムサ・テクスティリス)のトウ、ノイル及び廃棄物(糸くず及び反毛した繊維を含む。)

ラミーその他の植物性紡織用繊維のトウ、 ノイル及び廃棄物(糸くず及び反毛した繊維を含むものとし、他に該当するものを除

人造繊維の廃棄物 (ノイル、糸くず及び反毛した繊維を含む。) で、 次のもの

合成繊維のもの

人造繊維のもの

中古の衣類その他の繊維製品

使用されたぼろ及びくず(ひも、 綱若しくはケーブル又はこれらの製品のものに限る。 (紡織用繊維のものに限る。)

分別したもの

その他のもの

B三〇三五 床を覆う繊維の廃棄物、 カーペット

B三〇四〇 ゴムの廃棄物

他の廃棄物と混合されていないもので、

硬質ゴム(例えば、エボナイト)の廃棄物又はくず

その他のゴムの廃棄物(他に該当するものを除く。)

B三〇五〇 処理されていないコルク又は木材の廃棄物

木くず(丸太状、 ブリケット状、 ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。

コルクくず及び破砕し、粒にし又は粉砕したコルク

B三〇六〇 農業食品産業から生ずる廃棄物で、 病毒をうつしやすいものでないもの

ぶどう酒かす

飼料用に供する種類の乾燥し又は殺菌した植物の廃棄物、 残滓及び副産物 (ペレット状であるかないかを問わないものとし、 他

に該当するものを除く。

デグラス及び脂肪性物質又は動物性若しくは植物性のろうの処理から生ずる残滓

骨及びホーンコア (加工してないもの及び脱脂し、 単に整え、 酸処理し又は脱膠したものに限るものとし、 特定の形状に切った

ものを除く。)のもの

魚の

カカオ豆の殻、 皮その他のもの

農業食品工業から生ずるその他のもの (人間又は動物による消費のため の国 内及び国際的要件及び基準に合致する副産物を除く。

B三〇六五

動

B三〇七〇 次の廃棄物

|物性又は植物性の食用油脂及び油の廃棄物

(揚げ油等)

で、

附属書Ⅲの特性を示さないもの

人髪のもの

わらのもの

動物の飼料用に供するためのペニシリンの製造から生ずる不活性化 した菌 類 の菌 糸体

B三〇八〇 ゴムの切りくず及び廃棄物

B三〇九〇

革製品の製造に適しない革又はコンポジションレザーの切りくずその他の廃棄物

(六価クロム化合物又は駆除剤を含むもの及び汚

泥を除く。) (A表の関連項目A三一○○参照)

B Ξ ○ ○ 革の粉じん、 灰、 汚泥又は粉 (六価クロム化合物又は駆除剤を含むものを除く。 (A表の関連項目A三○九○参照

B = - - ○ 獣皮の廃棄物 (六価クロム化合物、 駆除剤又は病毒をうつしやすい物質を含むものを除く。 (A表の関連項目A三一一〇参照)

食品着色料から成る廃棄物

<u>B</u>三一三〇 過酸化物を生成しない重合体エーテルの廃棄物及び有害でない単量体エ テ ルの廃棄物

B三一四〇 空気タイヤの廃棄物 (附属書NAの作業が予定されるものを除く。

注 1 このようなくずは、 完全に重合化されていると理解される。

消費者によって捨てられた廃棄物は、 この項目から除く。

注

廃棄物は、 混合してはならない。

野外で行う焼却の方法から生ずる問題を考慮する。

無機物又は有機物のいずれかを成分として含む可能性を有する廃棄物

В 4

В

В 四〇一〇 主として水をもととする塗料、 ラテックスの塗料、 インキ及び硬化ワニスから成る廃棄物 (有害なものとされる程度に有機溶剤)

金属又は駆除剤を含むものを除く。 (A表の関連項目 A四〇七〇参照

四〇二〇 樹脂、 ラテックス、 可塑剤及び接着剤の製造、 調合及び使用から生ずる廃棄物で、 A表に掲げられていないもの又は附属書Ⅲ の特

スエーテル若しくはポリビニルアルコールをもととする膠着剤(A表の関連項目A三〇五〇参照) 性を示す程度に溶剤その他の汚染物質を含まないもの(例えば、水をもととするもの又はカゼインでん粉、デキストリン、セルロー

B四○三○ 使用済みのレンズ付きフィルムで、A表に掲げる電池を含まないもの